

令和8年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第4号）

令和8年3月4日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1番	金澤雅哉	2番	高橋美千子
3番	戸村ひとみ	4番	常世田正樹
5番	伊藤春美	6番	伊場哲也
7番	平山清海	8番	崎山華英
9番	永井孝佳	10番	井田孝
11番	島田恒	12番	片桐文夫
13番	遠藤保明	14番	宮内保
15番	飯嶋正利	17番	伊藤房代
18番	木内欽市	19番	松木源太郎

欠席議員（1名）

16番 宮澤芳雄

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	柴栄男
教育長	向後依明	秘書広報課長	寺嶋和志
行政改革推進課長	椎名実	総務課長	向後稔
企画政策課長	榎澤茂	財政課長	池田勝紀

税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	大八木 利 武	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり 課 長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援 課 長	八 馬 祥 子	こども家庭 課 長	石 橋 康 司
高齢者福祉 課 長	椎 名 隆	商工観光課長	金 杉 高 春
農水産課長	伊 藤 弘 行	建 設 課 長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	会 計 管 理 者	戸 葉 正 和
消 防 長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興 課 長	林 甲 明	監 査 委 員 長	杉 本 芳 正
農業委員会 事務局 長	金 谷 健 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和

開議 午前10時 0分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（宮内 保） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（宮内 保） 通告順により、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（9番 永井孝佳 登壇）

○9番（永井孝佳） おはようございます。議席番号9番、永井です。

新たに4年間任期をいただきましたので、これからも誠心誠意頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

では、本日質問いたします内容は3項目4点になります。

まず1点目、その前に、今回選挙がありまして、市民の方といろいろ触れ合う機会が多かったです。その中で一番多かった三つのご意見とかご提案を今日は質問させていただきます。

1点目は、区の在り方についてです。

区の加入率は年々下がっていると認識しております。以前の一般質問で、平成29年度は62.1%、令和3年度は59.4%と回答いただきました。世帯数が増えているというのもあると思うんですけども、総体的に見れば人口も減っている。区の加入率も減っているという現状がありますので、その区の現状が分かるデータを最初にお示しいただきたいなと思います。

2点目は、消防団の在り方についてです。

消防団のことは、本来なら消防委員会とか消防本部とかが決めていただければいいと思いますけれども、私も実はまだ現役の消防団員で、周りに消防団がいっぱいいますので、そこから意見をたくさんいただきます。その意見をぜひこの議会の場でお伝えできればなと思っております。

では、1回目の質問としましては、現在進めています消防団の統合計画の概要をお伺いいたします。

3番目は、環境美化についてお伺いいたします。

これも、私は散歩が趣味なんですけれども、散歩をしているとごみがいっぱい散らばってしまっていて、すごく嫌な気分になるんですね。市民の方からも、ごみのポイ捨てとか、あとは漁港がすごく汚いとか、あとは決まった場所にごみを捨てる方がいて、そういう状況を見ると、市で何か対応してほしいなという思いがございます。あとはペットのふん尿の放置とか、そういうのも対応していただきたいなど。

調べてみたところ、市には旭市環境美化推進に関する条例というものがありません。ですけども、そんなに皆さんに知られていないと思いますので、その概要というか、取組内容をお伺いいたします。

続きまして、3番の(2)ですね。側溝清掃につきまして、道路脇にある排水溝ですね。こちらは、基本的には区が中心となってどぶさらいをして、それで上がった汚泥は行政が回収していただけるということになっておりますけれども、近年は地域の実情も変わってしまっていて、地域住民だけでは対応が困難なケースも多々見られるようになってきましたので、その一つのケースとしまして、農地だったり、あとは住民が住んでいないところの側溝ですね、そこに汚泥がたまった場合、どのような対応を行政は取っていただけるか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上、3項目4点になります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 総務課から、まず1項目めの区の在り方についてお答えいたします。

区の加入状況についてですが、現在市内の行政区の数は146区あり、そのほかに自治会と称される区に準ずる団体が9団体存在しております。そして、令和7年4月現在の区の加入状況ですが、加入世帯数は1万5,139世帯、全世帯数に対する加入率は55.1%となっております。加入世帯数、加入率はこれまでと同様に減少傾向にあります。

以上です。

○議長（宮内 保） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 私からは、2項目め、消防団の在り方について、（1）今後の消防団組織の体制についてご回答いたします。

消防団組織の再編成につきましては、昨今の就業形態の変化や人口減少に鑑み、第5次旭市行政改革アクションプランに沿って、令和7年度から令和11年度の5年間で実施をされます。

当計画では、消防団の部数を47箇部から31箇部に再編し、団員定数を769名から550名に改正する予定でございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（大八木利武） 私からは、3、環境美化についてお答え申し上げます。

初めに、（1）旭市環境美化推進に関する条例に基づき、市ではどのような取組を行っているかについてお答え申し上げます。

旭市環境美化推進に関する条例では、市民等の責務として、空き缶や吸い殻等をみだりに捨てないこと、土地の所有者等の責務としては、空き缶や吸い殻等の散乱を防止するため、その土地に必要な措置を講じることとなっております。また、ペットのふん尿被害につきましては、飼い主がペットのふん尿を適切に処理することとなっております。

市といたしましては、被害に遭われている住民の方や土地の所有者に不法投棄禁止の看板やペットのふん尿被害防止の看板を配布しておるところでございます。また、ポイ捨てやふん尿の被害の状況に応じまして、原因者が分かった場合、関係機関と連携しまして、改善につながるよう指導を行っているところでございます。

続きまして、（2）の側溝清掃に関して、住民がいない場所での側溝清掃はどのように対応しているかについてお答えいたします。

農地や住民が住んでいない地域について、大雨などにより道路や側溝へ土砂が流出した場合、まずは土地の所有者や耕作者の方に速やかに撤去をお願いしているところでございます。

なお、土地の所有者や耕作者による側溝清掃や土砂撤去が難しい場合は、側溝の詰まり具合などを勘案しまして、状況に応じて市のほうで対応しているところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） では、続けて再質問をさせていただきたいと思います。

徐々に55.1%と減っているということでもあります。これは仕方ないのかなという面もありますけれども、基礎自治体としてこの区がなくなってしまうと困る部分も多々あると思います。区では、様々な活動や役割を果たしていると思いますけれども、役割や負担が区に入っている人に偏っていて、不公平だという意見を多くいただきます。

今回は、その不公平な実態にスポットを当てていきたいと思うんですけれども、まず2回目の質問としましては、町内会に選出をお願いしている役職はどのようなものがあるかをちょっとお伺いしたいと思います。市とか市の外郭団体などで役員を出してもらいたいときに、区に出してくださいとお願いしていることがあると思いますけれども、どんなものがあるかをまず教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 区に役員選出を依頼しているものとして、民生委員、児童委員、青少年相談員、交通安全指導員などが挙げられます。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 主なものを今挙げてもらったんですけれども、そのほかにももっとたくさん、いっぱいあるように認識しております。この役員を探すというのもとても大変で、その年の区長なんかは自分も区長で大変なのに、次の選出をするのにすごく歩き回って、頭を下げて探しているという現状がございます。こういった区に入会するとこういう役職も回ってきますので、それを避けられて区に入らないという、そんな意見もございます。

そこで、これは区から以外にもこの役職というのは選出しているのか、その実態が分かるようなケースがあれば教えていただきたいと思います。区以外からこの役員が選出されているケースがあるかどうか、その辺を教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 先ほどご回答した区に推薦依頼している民生委員などは、地域での活動が主体となることから、各地域の区長に推薦を依頼しているものでございます。基本的には、各地区で選出によるものと認識しておりますが、中には一部例外的に選出された場合もあるのではないかと考えております。

令和7年度に実施しました国勢調査につきましては、調査員の選出を各区にお願いをしましたが一部推薦をいただけず、市で調査員を確保した事例もございました。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 国勢調査とか区以外から選出したこともあるということですけども、逆に言えば大体区から出ている人、ほとんどがそういう方だと思うんですね。そうすると、やっぱり不公平だなと思うんですね。区に入ったら、そういう役まで回ってくると。

ですので、この選出方法というのは変えられないかなと個人的には思うんですけども、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 各種役職員の選出には、区の加入までを前提とはしておりませんが、地域で活動される方の推薦をお願いするとなると、どうしてもつながりのある区の加入者に限定されてしまうのではないかと考えております。これまでも青少年相談員などの役職については、委員定数の削減など負担軽減に努めておりますが、地域ごとの活動を考慮しますと、区へ頼らざるを得ないというところがございます。

選出方法としては、区の推薦以外にも公募なども考えられますが、応募者がなく成り手がいない場合には、その活動自体が困難になることも想定されますし、隣接地域の役員への負担が増大するというものも考えられます。今すぐの効果的な選出方法の提示はできませんが、役員の選出負担だけでなく、その役員負担の軽減も考慮しながら各種役職員について検討を進めていきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） とても大変なことだと思いますけれども、少しでもよくなるようにご検討をお願いしたいと思います。

スポーツ推進委員なんかは、辞める方が新しい方を探してくるみたい、そんなユニークな手法を取っているところもあるみたいですね。そうすると、また今役職に就いている人の負担がさらに増えるということで、それもバランスが悪いかもしれないですけども、難しいと思いますけれども、ちょっと頭の隅に置いていただきたいと思います。

あとは、今までは加入率が結構高かったのが不公平感もそんなに表面化してこなかったんですけども、どんどん減ってくると、限られた、例えば今は55%ですけども、これが

50%、45%に下がってくると入っている人のほうが少なくなるわけですね。その中からさらに役職が固まってしまうとなると、もっと厳しくなってしまうのかなと危惧しております。

では、次の質問は、区はほかの作業もやっていると思いますけれども、行政がお願いしたり、行政と一緒にやっているようなボランティアとか活動がございましたら教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 区のボランティア活動は、地域によって大小様々あると思いますが、市全域で活動されているものとしては側溝清掃やゴミゼロ運動が挙げられます。このほか地域によっては、海岸清掃など美化活動を実施しているところもあると認識しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 側溝清掃、最初に言いましたけれども、そんなものも区が中心になってやっている場合が多いということです。これもやっぱり、ゴミゼロもそうなんですけれども、区に入っていない人もぜひぜひやってもらいたいので、ぜひ周知のほうとかも区だけではなく、区に入っていない方にも周知していただけるとありがたいなと思っております。

今までは、役職とかあとは労力とかそういう負担に不公平を感じているという内容だったんですけれども、次はお金、金銭面に対して不公平を感じているという意見をいただいております。区が負担している寄附金とか分担金とかがあると思うんですけれども、これ強制ではないんですけれどもいろいろございます。市がある程度関与しているものなどありましたら、というか把握しているものがありましたら教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 区が支出している寄附金、共同募金などは、代表的なものとして歳末たすけあい募金、赤い羽根募金などがございます。また、分担金として各区長で組織する旭市区長会の負担金などもございます。そのほか、区が支出している費用としては、集会所の維持管理費や区の活動経費などもあるものと認識しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 各種分担金とか寄附金とかがあります。これが意外と、1軒幾らとか書いてあるので、意外と重いんですね。例えば軒数掛ける800円とか、軒数掛ける400円とか、

これ任意のはずの寄附なんですけれども、その目安として書かれているんですね。

前も、すみません、私一般質問で言ったんですけれども、区長とか大体任期1年とかでやっているんで、前例踏襲で前の年に払っている額、あとは目安に書かれている額を払うんですけれども、ちょっと1軒800円、1軒400円、それが年間4回ぐらいあるので、1軒2,400円とかになるんですね。これ、区費1万円ぐらい集めているところだとしたら4分の1、6,000円ぐらい集めているところだったら、半分近くになってしまうんですね。

ですので、この寄附が区の財政に与えている負担というのが多少あります。ですので、市のほうでこの軒数掛ける何百円という記載をなくす方向にできないのかなと。各種団体をお願いできないのかなと、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 金額の記述につきましては、区への共同募金の協力依頼において、議員おっしゃったように募金額の目安として示されているものと思います。これに対しまして、1軒幾らとか半ば強制的に請求書のような形で捉えられてしまったのしたことかと思いますが、あくまで募金は任意の活動となります。

募金や寄附の行動は、社会貢献活動の一つでもありますので、区としての積極的な参画をお願いしているものでございます。1軒幾らとかそういう請求書のように捉えられてしまうような表現につきましては、市が指導できる立場にないものもございまして、市が関与できる部分については表現方法の工夫を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 分かりました。任意団体からの寄附金で金額は自由ということですので、市が言えないという部分もあると思っておりますけれども、今言った部分というのは、例えば区長会とかで、これは任意ですので、区の財政状況に合わせてお納めくださいとか一言言ってもらおうとか、端っこに書いておいてもらおうとか、そうすると区長も区の財政、区費を上げてまで払うものではないというのはちゃんと認識していただけるのかなと思っておりますので、その辺の工夫をぜひお願いしたいと思っております。

続きまして、防犯灯のほうにいきたいと思っております。区の在り方についての防犯灯ですね。

防犯灯は、区の要望で行政に設置していただき、メンテナンスはしていただけるんですけれども、電気代は区が持っております。しかし、街灯って区に入っていない人ももちろん恩

恵がありますので、区に入っている人だけが払うのはちょっとおかしいのかなと思っております。かといって全部出せとは言わないので、防犯灯の電気代の一部を市に負担いただけないか、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 防犯灯につきましては、旭市防犯灯の設置及び維持管理に関する要綱に基づきまして、市と区でそれぞれ役割を持って設置及び維持管理を行っております。防犯灯の設置及び修繕に関する費用は市が負担し、維持管理のうち電気料金を区及び自治会等に負担をいただいているところでございます。

防犯灯は、区からの申請に基づいて毎年数十基を増設しております。令和7年4月1日現在では全体で5,573台が市内全域に設置されております。今後、電気料金を市で負担したり各区へ助成していくことは、市全体のバランスやこれまでの設置経緯に基づく負担の公平性を考えますと、今すぐに電気料金を市で負担していくことは難しいものと考えております。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 分かりました。電気代の負担は直ちにはできない。設置した理念からちょっと難しいという回答だったんですけども、私が住んでいる区だと30基ぐらいつけていただいている、年間7万円ぐらいの負担になっております。これが地域に200軒ぐらいあったら109軒で賄っているわけなんですね。その辺の不公平感がどうしても出てしまうということで、電気代で払えなくても、区にちょっとした行政から入っているお金があれば区の方も納得するのかなと。違う形でお金を頂けないかなということで、行政連絡事務委託料とか何かあると思うんですけども、そのほかにも市から区に入っているお金などあれば教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今議員おっしゃった行政連絡事務委託料は、市が市民に対する行政事務連絡を徹底するために、区等に委託して、その委託料として各区に支払っているものでございます。

このほかに、区の活動への支援としましては、自主防災組織の結成や活動に対しての費用補助、集会施設の設置・修繕への補助、コミュニティ活動に必要な設備、祭り用備品の購入など、そういったものへの助成、ゴミステーションの設置補助などが挙げられます。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 行政連絡事務委託料は、配布物ですね、配る手数料として、委託料として払っているということですが、お金に色はついていないので、入ってくれば区の財政は助かるという感じですか。

それで、こういう状況、するとやっぱりデメリット、入ると労力があつたり、入るとお金が取られてしまったり、そういうことで区に入りたいと思う人はまず少ないのかなと思っ
ているんですけれども、このままだと区から抜ける世帯が増えていきますし、さらには高齢化が進んでいます。独り暮らしのお年寄りや高齢世帯ですね。そういう世帯が多いですから、遠くない将来に区は厳しい状況に突入すると推測されます。

10年後の区の加入率が例えば40%台に落ちていることも考えられると思うんですけれども、町内会がこのまま減り続けた場合の対応をどのように考えているかをお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 人口減少や地域世帯の年代構成の変化、連帯意識の希薄化などに伴いまして、区への加入世帯が減少して、今後の区の活動に支障を来すのではないかと多くの区長が心配していることは、旭市区長会を通じて認識をしております。また、区への加入・未加入で生じる不公平感があることも認識しております。

しかしながら、区や自治会の役割というのは、地域に住む人たちが自主的に結成して、地域の課題や問題の解決に取り組んで、互いに助け合いながら住みよいまちづくりを目指して活動していくところにあると思います。地域の消防団や防犯活動、地域で行う側溝清掃やゴミゼロ運動などもその一つではないかと思っております。

未加入世帯に対しましては、これら区の役割や活動をご理解いただくように区としても努力していただきまして、加入に結びつけていただくことがその不公平感の解消や今後の区の存続にもつながるものと思っております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 今の感じだと、区が加入者を増やすように頑張れと聞こえるんですけれども、そんな人は多分いなくて、じゃ、俺やめちゃおうと、そっちのほうが金払わなくていいし、役やらなくていいし、やめちゃおうという人が多いと思うんですね。ですから、今回

何かメリットを増やしてほしいということで提案をいたしました。

でも、課長の立場でも難しいとは思いますが。私が独裁者だったら、区に対して1軒5,000円ぶち込んで、区のほうがメリットあるでしょうと、それで増やすとは思いますが、ちょっとそれは極端な非現実的だったんですけれども、メリットもデメリットもなければ若い人は区に入ろうとは思いません。ですので、これからもっと衰退していつてしまうのかなと思っております。このまま放置するようでしたら、区が消滅してもやっていけるような体制を、行政側には考えていつてほしいなと思っております。

ちなみに、私は税金で全部を賄うような、そういうつながりのない社会はあまり望んでおりません。できたら、地域のつながりを残していただき、このまちをみんなで支えるような、まさに市長が掲げるチーム旭でいけるように願っておりますので、今後も区長会の声などに耳を傾けながら、できる範囲で構いませんので対策をよろしくお願ひいたします。

では、2番目の消防団の在り方について再質問をさせていただきます。

47箇部を31箇部に減らすということです。47箇部といいますと消防団が47団あるんですね。それを31団にするということです。今、成り手も不足していますし、縮小はやむを得ないかなと私も考えております。

それで、消防団の再編によって消防団員報酬とか出動報酬額の見直しも検討または予定しているのか、この辺をお伺ひしたいと思ひます。ちなみに、今は一般団員ですと年額報酬2万5,000円を頂いております。国のほうで目安みたいな、目安というか目標額みたいなのがあつて、それが3万6,500円と聞いておりますので、その辺の予定とかありましたら教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 現在、当市の消防団員報酬、出動報酬ともに、国が示しております基準額と差異がある状況でございます。各報酬額につきましては、今後の再編と並行し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 確かに2万5,000円で、年間というのはちょっと安いのかなと私も思ひます。お金のために言っているわけではなく、それなりに結構活動量も多いですのでね。その辺をちょっと配慮いただければなと思ひます。

その年額報酬のほかに出動報酬というものがあるんですけども、この出動報酬が1回出動すると6,000円割る出動した人数という感じになっているんですけども、この人数で割る理由を教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例では、消防団が火災及びその他の災害に出動した際に支給される出動額は1部1回6,000円となっております。令和6年度より消防団の各報酬が個人支給、これになったことから出動報酬6,000円は出動人数で割った金額を個人に支給しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 部に入っていたものが個人報酬になったので、人数で割るという単純なことだと思うんですけども、これもちょっとおかしな話で、例えば3人で出たら1人2,000円、10人で出たら1人600円ということになります。多く出たら出動報酬が減ってしまうので、この辺はちょっといびつなかなと考えております。ですので、できたらこの辺も是正していただきたいなと思います。

結構都会のほうですと、この出動報酬が結構高くて、1人8,000円なんて出しているところもあるんですね。そういうのは求めていませんけれども、10人出たら600円というのはちょっと出動報酬としては安いのかなと思いますので、ちょっとその辺もご考慮いただきたいなと思います。

次の質問としましては、消防団員の出動報酬の中なんですけれども、本部役員、役職ですね。消防車に乗って出動するのではなくて、個人で行く人たち、役員がいるんですけども、その方には出動報酬が今支払われていないと思うんですけども、その辺の理由について伺いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例では、消防団が火災及びその他災害に出動した際に支給される出動報酬は1部1回6,000円となっております。本部役員はこの「部」に属していないため、支給対象となっております。しかしながら、警戒または訓練に出動した際の出動報酬につきましては1人1回1,000円となっている

ことから、本部役員にも支給をしておるところでございます。

現在、近隣市町では本部役員にも出勤報酬が支給されているということから、今後当市においても条例改正等の検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 前向きなご回答をいただき、ありがとうございます。本部役員のほうが責任も重いですし、あと自家用車で現場へ行っていますので、ぜひぜひ前向きにご検討をいただきたいと思います。

では、次の質問なんですけれども、消防団員の中でも一生懸命やっている人と全く出てこない人がいます。全く出てこない人にも、先ほど言った年額報酬2万5,000円が個人口座に振り込まれている状況だと思います。活動にあまり参加されていない人の数を把握していたら教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 令和6年度の出勤報酬を基に、団員個々の活動参加件数を抽出しました結果、活動参加ゼロ件、これの団員が41名、活動参加1件から2件の団員は59名でございました。

なお、この数値につきましては、出勤報酬からの抽出でございますので、消防団各部が独自で行っております地域行事や水利点検等の参加件数については含まれておりません。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 個々の活動については把握していないということでしたけれども、大体訓練も火事場にも出てこないやつは水利点検も出てこないと思いますので、この100人というのはほぼほぼあまり出てこない幽霊部員みたいなものなのかなと思います。700人中100人、これ出てこないのに活動報酬を払っているのはもったいないので、こういうところはもう切っていて、コンパクトにやる気のある人材だけで団を運営していったほうがいいのかなど考えております。

続きまして、消防庫の水道代とか電気代なんですけれども、現状ですと年間幾らと頂いて、その中で水道代、電気代に充てているんですけれども、ちょっと足りないんですね。ですので、こういう、今は個人に報酬が支払われていますので、その電気代、水道代を払うため

に、またちょっと集めなくてはいけないという現状がありますので、そういうところを行政側で持っていただけないかなという、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防庫の光熱水費につきましては、現在消防団各部に施設管理補助金としまして年2万円を支給しております。この金額は、消防団活動で使用した電気及び水道料金を想定しておりますが、議員おっしゃるとおり、試算上ちょっと不足している状況でございます。

近隣市では、施設管理費を年2万円から年4万円に改定した市や光熱水費を全て負担している市などもあることから、今後当市においても検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） ご検討をお願いいたします。

消防団の報酬、年額報酬と出動報酬を上げてほしいと言っていたんですけども、ご検討いただけるということですけども、すみません、もう一度質問していいですかね。これから再編があります。人数が減りますということで、団員報酬とか出動報酬を増額することはできないか、その辺をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防団員報酬、出動報酬ともに、国が示している基準額と比較しまして、報酬額の改定をはじめ、支給単位を1部1回から1人1日に改正するなど、今後の組織再編と並行し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） では、次はちょっとここが一番私言いたかったところなので、文章を書いてきましたので、読ませていただきます。

消防団は言うまでもなく、火災対応のみならず、風水害対応、行方不明者捜索、防災訓練、地域防災啓発など、市民全体の生命、財産を守る極めて重要な役割を担っております。その活動は、特定の地区や自治会のためではなく、市民全体の安全・安心のために行われている公共性の高いものであります。

しかしながら、現状では消防団活動を支える財源の一部として、いわゆる地域協力金が存在し、多くの場合区や自治会に加入している世帯からのみ負担を求めているケースが見受けられます。ここに幾つかの課題があると考えております。

第1に、消防団の活動は全市民を対象としているにもかかわらず、実質的な財政負担が自治会加入者に偏っている点です。自治会未加入世帯が増加する中で、負担の公平性という観点から課題が生じております。

第2に、消防団員は法律上、非常勤の特別職、地方公務員であります。公務員として活動しています。そのような立場にある団員が、公務の遂行を前提として地域から協力金を受け取る現在の構造については、制度上、法的解釈上、グレーな側面を指摘する声もあります。本来、公務に対する対価は自治体が責任を持って報酬として支払うべきものであり、地域の善意や慣習に依存する仕組みは長期的には持続可能とは言えません。実際、消防団員の報酬や出動手当が十分とは言えない現状があり、その不足分を地域協力金に依存して補っている実態があるのではないかと考えております。

私は、将来的には地域からの協力金という仕組みを見直し、消防団員の活動に必要な経費は自治体の責任として団員報酬や公費によって一元的に賄う形が望ましいと考えております。しかしながら、財源確保が大きな課題であることも理解しております。

そこで、一つの考え方として、消防団活動が市民全体の利益に資するものであるならば、自治会ではなく市民全体で広く支える仕組み、例えば法定外税として徴収できないか、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、公益性があるものですので、その協力金、地域からもらうのではなくて、例えば住民税に500円足して広く賄えないかなど。今、多いところだと3,000円とか1軒からもらっているところもあるんですよね。それを薄く広く集められないかな。税金という形でなくてもいいし、今の一般財源から出してもらっても全然構わないんですけれども、その財源がない財源がないといつも言われているのであれば、広く浅く取れないかなど。その辺の法的にできるかできないかとか、その辺だけでも教えていただけると。よろしく申し上げます。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防団員報酬の財源としまして、法定外税、これによる徴収につきましては、全国的に見ましても例がないことでもありますので、これによる徴収は非常に難し

いと考えます。また、団活動費におきましても、各部で使用目的や使用方法が異なっているから、これも併せますと法定外税等による徴収は非常に難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 先ほどから改定していくと前向きな回答をいただいていますので、徐々にでも上げていただければ、そのうち地域からお金をもらわなくても活動できるのかなと思っていますので、徐々にでも構いませんので、一步一步前に進めていただきたいと思います。

では、次の質問としましては、消防団員の大きな負担となっているのが操法大会があります。操法大会というのは、消防に必要な技能を反復することによって体にしみ込ませて、現場で安全にポンプ操作とか、あとは筒先を扱えるようにするという目的もあります。

私も2回参加していますので、この意義は十分に理解しておりますけれども、これはコロナ前ですけれども、5月ゴールデンウィークぐらいから6月の頭ぐらいまで週に四、五回、夜間に7時から9時ぐらいまで毎日のように練習するんですよ。それがやっぱり選手にも負担だし、選手のご家族ですね。やっぱり選手となる人は若い人が多いので、子育て中の旦那さんだったりします。その方が、毎日週に4日も5日も夜帰ってこないとなると奥さんも大変ですので、その辺を忌避されて消防団に入らないという意見もございます。

でも、訓練は必要ですので、競技としてではなくて操作の習得の機会を設けるべきだと私は考えているんですけれども、ご見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 今般、ポンプ操法の必要性及び訓練による負担について、全国市町村で議論されておりまして、令和6年度より千葉県大会が隔年開催となったことから、市内大会も隔年開催といたしました。また、ポンプ操法は、議員おっしゃるとおり、消防団への入団を拒む理由の一つに挙げられていることから、県や県内市町村の動向に注視しまして、今後の開催の有無を決定する必要があるかというふうに考えております。

当市では、令和7年度にポンプ操法に代わる訓練としまして、実火災を想定した消火訓練を実施したところでございます。今後、操法大会が開催されなくなったとしても、消防団活動能力の維持と団員の負担軽減を考慮した訓練を企画してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 私も、今、消防団、消防組織がどんどんよくなっているのは感じておりますので、今後もまた前向きにいろいろ進めていっていただきたいと思います。

もう一つの消防団に入りたくないというのに、消防出初め式があるんですね。これは市でやっている行事だと思うんですけども、消防団員の榮譽をたたえていただける、とてもすばらしい行事であると思うんですけども、結構外でやっているところって少なく、中でやっているところも増えてきましたので、旭市でもそのように屋内で役員と関係者と受賞者などが出席して実施できないか、その辺をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 当市の消防出初め式は、式進行の工夫や省略によって実施時間を短縮しながら屋外で実施をしております。しかしながら、県内市町村の出初め式は屋内実施が大半となってきている動向から、今後は消防団と協議しまして屋内実施の検討も考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 外でやるほうがいいという意見ももちろんあると思いますので、皆さんの声を聞きながら適切にご判断をよろしくお願いたします。

続きまして、今までは消防団員減らせ、お金増やせと言ってきたんですけども、消防団が減ると大規模災害のときに人数が減って困るということもあると思います。例えば山奥で起こった火事とか中継をいっぱいしなくてはいけなくて、消防車の数も人員も必要になってきます。あとは大地震とか津波とかの後というのは、やっぱり統率の取れた大人数がいると、市としては防災力が上がると思いますので、その辺は確保しなくてはいけないのかなと思っております。

そこで、消防団員のOBを組織化することによって、それを担えないかなと考えております。これは、別に報酬とかはなくてもいいと思うんですけども、連絡網だけ用意していただいて、それでいざというときに活動を、危険ではない活動をお願いすると。そういう組織をちょっと考えているんですけども、消防長のお考えを教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 今後、消防団員の減少によって、大規模災害時には、議員おっしゃるとおり、消防団員OBの力添えが必要になる可能性は、自助・共助の観点から十分にあると考えております。また、消防団員OBの組織体制を構築する手段としまして連絡網を活用した運用は、管理やコスト的にも理にかなう提案だと思います。これらを参考に、情報管理のDX化と併せて研究をさせていただきたいと思っております。

また、災害現場で消防団員OBの方々に従事していただくために必要なこととしましては、保険の加入と訓練の実施があると思っております。災害現場では、危険な場面に遭遇する場合もあるために保険の加入は必須であります。また、団経験者ではございますが、安全に活動するためには定期的な訓練が必要になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） もし本当に必要であれば、いろいろ調査研究していただき、今後もご検討いただきたいと思います。すごく長くなりました。すみません。

消防に対しては最後ですね。今、女性消防団員が何人かいらっしゃると思っておりますけれども、その活動状況を最後にお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 本市の女性消防団員は現在6名でありまして、主な活動は各種イベントでありますYOU・遊フェスティバルやオータムジャンボリーでの消防団PR活動や消防出初め式、また消防操法大会の運営補助を行っていただいております。

今後も、国や県が主催します女性消防団員研修会等に参加しまして、他県や他市町の活動を参考にしながら、女性消防団員の活動の幅を広げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 6名いるということで、広報とかPRとかそちらを担っていただいているということです。適材適所ということだと思いますけれども、中には男性消防隊員と交ざって同じようにやりたいという方もあるかもしれませんので、その辺は柔軟に対応していただければと思います。

では、消防団の在り方については以上です。

時間も17分ということで、環境課長、ちょっと急ぎでいかせていただきます。ちょっと余計なことをしゃべらないようにしますね。

不法投棄の看板を設置していただいているということで、不法投棄禁止の看板、市内でもよく目にします。この間、散歩をしていると言いましたけれども、その不法投棄の看板の周りに、白い真新しいレジの袋に包まれたごみ袋が5個、10個とあったんですね。もう明らかにそれは、ここの不法投棄の看板に向かって投げている感じなんですね。もう本当、それ頭にきちゃって——すみません。ちょっと、今あれですよ。

それで、ちょっと今回質問させていただいているんですけども、このような心ない行為を少しでも減らしていくためには、より実効性のある取組が必要ではないかと考えます。そこでお伺いします。旭市環境美化推進に関する条例には罰則規定が設けられておりますが、これまで実際に適用された事例はあるかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） 旭市環境美化推進に関する条例では、条例に定められている事項に違反していると認められる場合、原因者に必要な措置を取るべきことを勧告し、正当な理由なく勧告に従わない場合は命令することができます。また、この命令に違反した場合、5万円以下の過料に処すとされております。

なお、今まで過料に処された事案はございません。現状、原因者が判明した場合は、環境課職員による指導や注意を行っているところでございます。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 多分多くの方が、このごみの不法投棄をした場合に5万円の過料が科されるということは知らないとは思いますが。この罰則の存在を広く周知することで、一定の抑止効果が期待できるのではないかなと思います。例えばシンガポールとかはポイ捨てすると罰金を取られるとか知られておりますよね。そうするとやっぱりきれいですし、例えば別の件になりますけれども、野焼きとかすると罰金が科されるというのが周知されて、徐々に改善傾向にあります。そのほかにも、例えば九十九里浜でハマグリを取ったら捕まるよみたいな、そういうのが知られると、今まで何の気なしにやっていた人もちょっと意識するようになると思うんですよ。そういうことからこの周知がとても大事だと思います。

このように、罰則を知ってもらうこと自体が抑止力になります。ごみの不法投棄に対する5万円の過料について、広報や看板、SNS等を活用した周知を行うことができないかお伺

いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） 議員おっしゃるとおり、罰則規定の周知は抑止力の一つとして有効だというふうに思います。今後、ホームページや広報紙による広報活動や立て看板にその旨を明記するなど、効果的な周知方法、検討、取組をしてみたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） ルールやマナーを守らない行為に対しては、より強い対策が必要だと考えます。そのため、監視カメラの設置などにより原因者を特定できる環境を整備することが重要ではないでしょうか。特に悪質なケースについては過料を科すなど、実効性のある対応を検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） 現在、不法投棄等が多い場所には監視カメラのほうを設置しまして、不法投棄の抑止とともに原因者の特定に努めておるところでございます。過去には、原因者を特定し、地元警察と協力しながら注意勧告を行った事例もございます。また、ペットのふん尿被害の場合でありますと、保健所といった関係機関と協力しながら飼い主に対して飼い方指導を行った事例もございます。

今後ともこういったごみのポイ捨てや不法投棄、ふん尿被害を防止するために、注意深く監視のほうを続けてまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 今までも、監視をして、注意喚起とか指導をしていただいているということで、ありがとうございます。しかし、指導や注意喚起にとどまることなく、悪質な場合には5万円の過料を適切に科し、実際の事例を積み重ねていくことでより実効性のある条例になると考えます。悪質なケースについては、ためらうことなく対応していただきたいと思えます。認識が変われば、常識も変わります。罰則の周知と確実な運用を進めることで、本市からごみのポイ捨てが減少することを期待しております。

さらに、一歩進んだ取組として、ポイ捨てをした場合には一定時間の清掃ボランティア活動を課すとか、そういった条例をつくってみても面白いのではないかなと思っております。

旭市の環境課長を怒らせたなら恐ろしい、そんなうわさが関東一円に広がるくらいがangan取り締まっていただけだと思います。ふだんにこにこして優しい仏の大八木ですけれども、このごみ捨てに関して、ポイ捨てに関しては鬼の大八木になっていただくことを期待しまして、次の議題です。進みます。

(「いいねえ」の声あり)

○9番(永井孝佳) ありがとうございます。

では、次、側溝掃除のほうですね。いろいろ柔軟に対応していただけるということで、ありがとうございます。住宅の中にある畑などが詰まってしまって、汚水があふれてしまうという相談を受けたことがあります。自宅前だけ清掃を行っても下流側が詰まっていれば、十分に排水機能を果たすことができません。そういったケースもあるので、個別のケースに相談に乗っていただき、対応をお願いしたいと思います。

次のケースとしましては、住民が町内会に加入していない場合、側溝清掃はどのように行えばよいのかをお伺いします。汚泥の回収とかは、個人が頼んでも対応していただけるのでしょうかね。その辺のちょっとご見解をお伺いします。

○議長(宮内 保) 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長(大八木利武) 側溝清掃を行う際に使う蓋上げ機の貸出しや汚泥回収につきましては、区や町内会に加入していなくても、近隣住民の方々による申込みで差し支えございません。場合によっては、個人という場合もあるかと思いますが、何軒か集まって要望という形が多いかと思えます。

また、市道、私道にかかわらず、住民の方によって集められた側溝汚泥につきましては、区や町内会に加入していない場合でも環境課で回収を行っております。

○議長(宮内 保) 永井孝佳議員。

○9番(永井孝佳) そういった感じで、行政が対応していただけることは分かりました。

しかし、町内会に入っていない人というのは結構スタンドプレーの方が多くて、なかなか一緒になって側溝清掃をやるとか、そういう近所付き合いが苦手な方もいますので、その都度相談させていただきたいと思えます。

次のケースですけれども、高齢者だけの地域など、住民による側溝清掃が困難な地域について、どのような対応をしていただけるかお伺いいたします。

○議長(宮内 保) 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） 現在、側溝清掃につきましては、地域住民の皆様を主体として実施させていただいております。市では主に汚泥回収を行っているという役割分担でございます。ただし、近年の高齢化の進展等に伴いまして、住民の方だけでは側溝清掃が難しい地域につきましては、住民の方々と市で共同作業という形で実施している場合もございます。

現地確認等を行い、これは状況次第とはなってしまいますが、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 柔軟に対応していただけるということで、大変ありがたく思っております。ただ、現場のお話を伺うと、先ほども少し言及しましたがけれども、なかなか一筋縄ではいかないようなケースが多いのが実情です。町内会に加入している方は、自宅の前の側溝清掃はしっかり行う。しかし、町内会に加入していない方の家の前までは手を出さない。一方で、未加入の方は側溝が詰まってもあまり気になされない。そういうようなケースもあるんですね。結果として、自分の家の前だけ一生懸命どぶさらいをしても、雨が降れば下流に流れず、あふれてしまうという相談もありました。

これから高齢化が進み、地域のつながりを持たない方も増えていくと思われまますので、この問題は今後さらに増えていくのではないかなと感じております。また、個別のケースについてはその都度ご相談させていただきますので、引き続きいろいろ教えていただきたいと思います。よろしく願います。

あと、ちょっと今回通告していないので答弁は結構なんですけれども、もし地域主体から行政主体へ移行した場合、どの程度コストが増えるかについて。今は区が中心となって側溝清掃をしていますけれども、それを行政側が積極的に地域住民の力を借りずにやった場合どのくらいコストがかかるのかなというのもちょっと気になりましたので、ぜひ後ほどこっそりと教えていただければありがたいと思います。私、こっそり教えてもらって、戸村議員にお伝えします。

ちょうどですね。議長の……

○議長（宮内 保） 永井議員、答弁はいいですか。

○9番（永井孝佳） 答弁はいただけますか。ないですね。あればいただけますけれども、なければこれで結構です。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 金 澤 雅 哉

○議長（宮内 保） 続いて、金澤雅哉議員、ご登壇願います。

（1番 金澤雅哉 登壇）

○1番（金澤雅哉） おはようございます。議席番号1番、金澤雅哉です。

令和8年第1回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回、私は1項目2点について質問させていただきます。

1番、若者の市政参加についてお伺いします。

（1）若者世代から、市政が見えない、情報が届かない、何をしているか分からないとの声があり、若者の市政への興味関心の低さを感じるが、市では現状をどのように把握して対応しているのか伺います。

私は現在29歳で、同世代の若者と話す機会が多くあります。その中で、やはりこのような声を聞くと市政との距離感があると感じます。私は、この距離感こそが若者の政治離れの原因であり、この距離感を縮めることで本市のさらなる発展につながるものと考えます。改めまして、このような現状をどのように把握し対応しているのかお伺いいたします。

（2）です。若者世代が市政に参加できる方法について。

市では、パブリックコメントや地域意見交換会などを行っていますが、若い世代に特化した仕組みがあるのかお伺いいたします。

以上、1項目2点についてお伺いします。なお、再質問は質問席で行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員の一般質問に対し答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（寺嶋和志） それでは、若者の市政参加についての（１）（２）について、順次お答えいたします。

まず、（１）の市では現状をどのように把握しているのかについてご回答いたします。

市では、昨年度、市民2,000人を対象に広報や情報発信に関するアンケートを実施いたしました。集計結果から、広報あさひについては、上の年代ほど読んでいる割合は高く、若い年代では低いという傾向となっております。若者が広報を読まない理由として、旭市が発信する情報にあまり関心がない、広報を読む時間がない、必要な情報は広報あさひ以外で入手できているという意見が多く見られました。

続きまして、（２）若者からの意見を聞くために、どのような仕組みがあるのかについてご回答いたします。

本市では、若者も含めた多くの方から広く意見や提案等を聞くため、市長への手紙制度、市民と市長との対話集会、地域意見交換会、各課へ直接送ることができる問合せフォームなど、様々な取組を行っております。このうち、市民と市長との対話集会では、二十歳のつどい実行委員と市長とで意見交換を行い、地域意見交換会では今年度から小・中学校のPTA役員の皆さんにもご参加いただいております。そのほか、旭市総合戦略の策定に当たっては、若者を含めた幅広い世代を対象としたアンケートや高校生世代を対象とした若者向けアンケートを実施するなど、若い世代からの意見の把握にも努めております。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） （１）のほうから再質問させていただきます。

まず、情報発信についてです。近年、私たちを取り巻く情報環境は大きく変化いたしました。かつては新聞や広報紙といった紙媒体が中心でしたが、今ではスマートフォン一つで瞬時に様々な情報に触れられる時代となっております。特に若い世代にとって、SNSは日常生活の一部であり、情報収集の主な手段となっております。

これらを踏まえまして、現在どのように情報発信をされているのかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（寺嶋和志） お答えします。

市では、広報紙やホームページ、防災行政無線、LINE、インスタグラム、XなどのSNSも活用して、様々な媒体から情報を取得できるように取り組んでおります。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 様々な媒体から情報を取得できるということで、それではその情報の内容について再質問させていただきます。

行政の施策や予算などは、専門用語が多く、市民にとって理解しづらいという課題があります。特に若い世代にとっては、自分の生活との関係が見えにくいと関心につながりにくい
ため、説明の方法を工夫することが重要であると考えます。分かりやすさは単なる表現の問題ではなく、市政への信頼形成にもつながる要素と言えます。そこで、市の予算や施策などの情報を誰にでも分かりやすい形で伝える工夫はしているのかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（寺嶋和志） まず、広報あさひを例に挙げますと、毎年4月に当初予算特集を組んでおりますが、市の予算を一般家庭の家計に置き換えて表現したり、旭市総合戦略の四つの基本方針に沿って主な事業を分類して掲載するなど、内容が分かりやすく伝わるように工夫をしております。

また、今年の1月からは、子育て情報コーナーの新設や様々な分野で活躍する若者を紹介するなど、広報紙をリニューアルし、若い世代にも興味を持ってもらえる紙面づくりに取り組んでいるところであります。

あわせて、昨年12月には、市ホームページ内にあさひ子育て応援サイトを新たに開設するなど、情報を入手しやすい環境づくりに取り組んでおります。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 情報の内容についても分かりやすく、様々な方法で発信しているとのことで、ありがとうございます。

若い世代にとって、動画や短時間で理解できるコンテンツは、情報接触の入り口となるケースが多く、特に自治体に対して堅い、難しいというイメージが先行しやすいため、親しみやすい発言で心理的ハードルを下げる効果があると考えられます。また、視覚的な情報は、

地域の魅力発信という観点でも有効であります。若者に伝わりやすいSNSや動画を活用した情報発信を積極的に行ってはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（寺嶋和志） まずは、ご提言ありがとうございます。

お答えします。若者に伝わりやすいSNSや動画などを活用することは、市政への関心を高めるためにも有効な手段であると考えております。今年1月に市長とあさピーによるダンス動画をInstagramで投稿したところ、多くのよい評価をいただき、旭市に関心を持ってもらうよいきっかけとなりました。今後も、まずは市政への入り口として、このようなSNSや動画による発信を増やせるよう努めてまいります。

また、若者自らが発信者となり、旭市を発信してもらうことも同世代の方々に興味を持っていただくのに有効な方法の一つだと思いますので、今後、公民連携の視点も取り入れながら研究してまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 私も、市長のあさピーとのダンス動画を拝見させていただきました。非常に、再生回数も12万回を超えていたり、とても評価を皆さんされていると思います。あのような動画ですと、やはり拡散する若者も多く、やはりその入り口として非常に重要な役割を持っていると思いますので、市長はお忙しいかと思いますが、引き続きあのような分かりやすいポップな動画を、引き続き撮って投稿していただけるとうれしいです。よろしくをお願いします。

(2)に移らせていただきます。市政に参加できる方法として地域意見交換会がありますが、現在は区長ですとかPTA役員が参加しているとのことですが、若者を含めてもっと年代層の幅を広げることができないかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 地域意見交換会は、よりよいまちづくりに向け、各区の代表の方々と直接意見交換を行う場として開催をしております。この地域意見交換会の前身である地区懇談会、こちらは合併直後から地区懇談会という形で開催をしております、この各地区での開催や日曜日開催、自由参加など、様々な形式で実施をしておりますが、その中で

も若い世代の参加者が少ないという傾向がございまして、難しい課題であると感じております。そういったこともありまして、現在のような形で地域意見交換会を開催しているところでございます。

しかしながら、子育て世代や若者からの意見はまちづくりにとって欠かせないものでございますので、先ほど秘書広報課からもございましたけれども、市民と市長との対話集会や幅広い世代を対象とした市民アンケートなど、様々な機会を通じまして若い世代からの意見集約を図ってまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 若者世代の参加者が少ないということで、実際問題そうだと思います。少ないとはいえ、やはり参加したいというような声も私のほうに、1人、2人ではありますけれども、実際連絡いただいております。そういうのもありますので、区の代表であったり、PTA役員という縛りを設けるのではなく一般的に参加を募っていただければ、そういう方々の声も拾い上げられるのかなと思います。

地域意見交換会は、実際に生の声を聞ける貴重な交流の場だと思います。ですので、参加したくてもできないという方が一人でもなくなり、一人でも多くの方が参加できるような体制をつくっていただければと思います。

続きまして、市政参加を推進する上で、自らの意見がどのように政策につながっているのかが見えることはとても大切であると考えます。特に若い世代にとって、自分たちの声を実際の事業や制度として形になる経験は、地域の関心や愛着を深めるきっかけになると考えます。そこで、若者の声が実際に政策に反映された事例はあるかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 若者からの意見を反映して実施した施策としまして代表的なものとしたしましては、おひさまテラスがございまして。こちらは、天候に左右されずに子どもたちを遊ばせることができるスペースがあるとうれしいという子育て世帯からの意見から実現した施設でございます。そのほか、令和7年度から新たに実施した小・中学校の給食費無償化や小児科・産婦人科のオンライン医療相談なども、若い世代からの要望が多い子育て支援に関する事業となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） おひさまテラスなど、実際に様々若者の意見が反映されているということなんですけれども、この事実が若者世代に十分に知られているとは言えない状況にあると思っています。なので、多くの若者は、意見を言っても変わらないと、反映されないという思いを抱いているのが現実であります。なので、この意識を変えていくために、若者の声がどのように政策に生かされたかを見える化していくことが大事だと思います。実際に、数々のそういう反映された事例があるということですので、ぜひそちらの周知のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますが、他市では、船橋市、高山市などでは、こども若者オンライン意見箱というものがありますが、旭市としてそのようなものを推進していく考えはおありでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（寺嶋和志） 次世代を担う若者が市政に参加することは、まちづくりをする上で非常に重要だと考えております。現在では、市長への手紙制度についてもオンラインで意見を提出することができますが、より若者が意見を出しやすい環境をつくることのできるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） ありがとうございます。オンライン、若者が意見を出しやすい環境というのは、やはりオンラインであったり、SNSであったり、そのような媒体であると思いますので、検討していただけるということで、ぜひよろしく申し上げます。

市政は決して遠い存在ではありません。市民の皆様の暮らし、子育て、教育、まちの安全、将来の環境づくり、その全てに関わっています。遠い存在ではなく、自分事として関わられる存在になるよう、私自身も発信していくとともに、市政の興味関心向上につながる仕組み、環境づくりを引き続きよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員の一般質問を終わります。

金澤雅哉議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 春 美

○議長（宮内 保） 続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤春美 登壇）

○5番（伊藤春美） 議席番号5番、公明党、伊藤春美でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、令和8年第1回定例会において、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、市議会議員2期目に当たり、市民の皆様から再びご信託をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

1期目の4年間は、できる限り多くの現場に足を運び、市民の皆様の声に触れ、本市が抱える課題と同時に、このまちが持つ大きな可能性を強く感じてまいりました。何よりも、豊かな自然、温かい地域のつながり、そして市民お一人おひとりの力が旭市の未来を、本市の未来を支える確かな土台であると実感しております。引き続き、市民の皆様暮らしに寄り添いながら、誰もが安心して暮らせる旭市を実現するため努めてまいります。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回は、1、障害者福祉の充実について、2、道の駅季楽里あさひの施設利用の充実について、3、交通安全活動の充実について、この大きく三つをテーマに質問をさせていただきます。

1項目め、障害者福祉の充実について。

日常生活用具は、障害によって生じる生活上の困難を補い、自立・安全・社会参加を支えるための用具です。制度としても、障害者総合支援法に基づき自治体が給付する制度があります。この日常生活用具給付は、生活の質と尊厳を守るために欠かせない制度であり、本市が掲げる誰もが安心して暮らせるまちづくりに直結する重要な支援です。

近年、物価高騰により日常生活用具などの価格も上昇しております。自己負担の増加している現状から、障害のある方の日常生活用具や補装具などの負担割合の見直しはできないのか。

そこで、（1）本市において直近での障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の改正内容を伺います。

続いて2項目め、道の駅季楽里あさひの施設利用の充実について。

道の駅季楽里あさひは、市民の皆様だけではなく、市外からの来訪者も多く、本市の顔になる場所です。市外から訪れる方にとっても、本市の魅力に触れてもらう大切な場所です。道の駅巡りで、遠方からペットと一緒に来られるご家族も多く見られます。ペット、主に愛

犬ですが、連れて入場することができない施設では、愛犬を車内で留守番させないと十分に時間を過ごすことができていない状況であります。特に夏は車内で待たせることは非常に危険です。

そこで、愛犬のリードを壁や柱に一時的につないでおくための専用フックというものがあります。ドッグカフェや、最近ではコンビニでも見かけるようになりました。十分にお買物や食事を楽しんでいただけるよう、ペットの安全と十分な施設利用のために、このリードフックの設置はできないか伺います。

3項目め、交通安全活動の充実について。

自転車は、子どもから高齢者まで多くの市民が利用する身近な交通手段であります。現在、第12次旭市交通安全計画が作成されて進められていることから、令和3年度から令和7年度の第11次旭市交通安全計画を参考にさせていただきますと、交通安全計画における目標の重点事項に自転車の安全利用対策の強化があります。小中高生の安全な育成環境を確保するとともに、高齢者に対する交通安全教育の推進、運転免許自主返納等に関する高齢者への周知と、高齢者を含めた幅広い世帯に対する自転車の安全利用対策を強化する必要があるとあります。

自転車の乗車ルールが、令和8年4月1日から交通違反に対する罰則が強化されるとのこと。小・中学生には、学校を通じて交通ルールの周知が図られているが、高齢者を対象とした講習がないなどから周知が進んでいないと考えます。高齢者がルールを守り、安全に運転できるよう、市としてどのような取組を進めていくのか。

そこで、(1) 4月からどのように変わるのか、この制度改正の概要についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問になります。再質問から質問席にて行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、私からは、大きな1、障害者福祉の充実についての(1)直近での要綱の改正内容ということでお答えさせていただきます。

障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱につきましては、直近で令和5年4月1日に一部改正をいたしました。内容は、在宅療養等支援用具にポータブル電源——蓄電池ですが、それを追加した種目追加などの変更でございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、2の道の駅季楽里あさひの施設利用の充実についての（1）ペットの安全と十分な施設利用のために、リードフック等の設置はできないかについてご回答いたします。

道の駅季楽里あさひは、創業から10年が経過し、年間130万人を超える方に来場していただいております。施設の性質上、不特定多数の利用者が往来することから、リードフックの設置に当たっては歩行者の動線の確保、ペット同士の接触や事故防止、安全面やペットが苦手な利用者への配慮などが必要となります。

市といたしましては、まずは利用実態やニーズを把握するとともに、安全性、管理体制、設置場所等について指定管理者と協議してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは、質問項目3番の交通安全活動の充実について、令和8年4月からの改正内容について概要を回答いたします。

令和8年4月1日の改正道路交通法の施行により、16歳以上の自転車の運転者が起こした交通違反に対して交通反則通告制度が適用されることとなります。これまで自転車の交通違反の検挙では、いわゆる赤切符を用いた刑事手続による処理が必要で、警察の捜査や起訴の判断などが行われるため、違反者側に様々な制約が課される可能性がありました。交通反則通告制度は、自転車の交通違反のときに使われる青切符による処理のことで、この通知を受けた人は反則金を納めることにより手続が完了することになります。

反則金の額は、例を挙げますと、スマートフォンを持ったまま運転した場合1万2,000円、右側通行6,000円、傘差し運転5,000円となっています。この改正道路交通法の施行とは別に、近年は自転車の法令違反が多い状態になっていることから、警察では、自転車に対する取締りを強化しており、自転車の交通違反の検挙数は増加しているとのことです。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） それでは、1項目めの障害者福祉の充実についての再質問に移らせていただきます。

物価高騰は、ストーマ装具や——このストーマというのは人工肛門や人工膀胱などに利用される装具なんですけれども、これなどの消耗品の購入にも経済的負担がかかり、時にストーマ装具の交換頻度を我慢せざるを得なく、生きる尊厳が失われそうになるなど、オスト

メイトの切実な声があります。

そこでお聞きいたします。本市は、改正でストーマ装具の基準額の見直しは行ったのか伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 令和5年4月1日の改正では、ストーマ装具につきましては基準額の見直しは行ってございません。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） それでは、日常生活用具のうち、ストーマ用装具の申請者はどのくらいいらっしゃるのか、年代別で伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、実人数で申し上げます。

令和6年度は、118の方が日常生活用具のストーマ装具を申請されております。各年代別では、18歳未満は1人、18歳から64歳は17人、それから65歳以上は100人となります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） それでは、身体障害者手帳を申請される方のうち、この膀胱・直腸機能障害の方はどのくらいいらっしゃるのか、年代別でお願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、同じく実人数で申し上げます。

令和6年度は、16の方が身体障害者手帳、膀胱・直腸機能障害の申請をされております。各年代別では、18歳未満は2人、18歳から64歳は3人、65歳以上は11人となります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ありがとうございます。65歳以上の方が多いことが分かりました。年金での生活の方も多くいらっしゃるかと思われれます。他自治体でも基準額見直しに向けた動きを始めているところがあります。オストメイトの経済的負担の軽減、QOL向上のため、本

市も早期にストーマ装具の基準額の見直しをできないか、見解を伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 昨今の急激な物価高騰の影響は、ストーマ装具についても例外ではなく、障害のある方の生活の負担は増加しているものと認識してございます。ストーマ装具の基準額見直しについては、近隣市の状況を参考にしながら、より適正な水準に設定していくよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ありがとうございます。今後、製品のさらなる改良も進み、皮膚への密着性を高めつつも皮膚に優しい装具や附属製品などが開発されていきます。高機能化するほど価格も高くなりがちです。障害者向け給付金の範囲では、一部製品が購入しやすいといった課題が出てくる可能性もあります。常に当事者の状況に寄り添った支援をお願いしたいと思います。

最後に、ストーマには筋肉がないので排せつをコントロールできないため、ストーマから出る排せつ物を受け止める袋状の装具をお腹に貼り付ける必要があります。装具の性能は向上して、旅行も海水浴も共同浴場も制約はほとんどなく、もちろん社会復帰も問題ありません。とはいえトラブルが全くないわけではないので、緊急時駆け込める、対応できるトイレの一層の普及や職場、社会での理解なども大変重要です。

本市の庁舎内トイレを見ましたが、設備対応されていました。とてもうれしかったです。ほかの公共施設で設置できていない箇所がありましたら、順次改修を要望したいと思います。

それでは、2項目め、道の駅季楽里あさひの施設充実について、再質問に移らせていただきます。

市として利用実態やニーズを把握するとお答えいただきましたが、具体的にどのような方法で、いつ頃までに把握されるお考えでしょうか、伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 具体的には、現地での利用実態の確認と指定管理者である株式会社道の駅季楽里あさひからの聞き取りを速やかに実施したいと考えております。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 道の駅季楽里来訪者のご利用時間はおおむねどのくらいなのか、分かりましたらお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 滞在時間の統計は取っておりませんが、目的の品物を買ったらすぐに出ていく方が多く見られ、比較的滞在時間が短い施設であると感じております。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 滞在時間は短く、利用者の回転も早い施設であるということだと思います。つまり、多くが短時間での固定で済むため、リードフックの利用目的が明確で、管理しやすいと思われます。管理面でも大きな負担にはならず、安全確保のための設備としても合理性があると思います。

この点を踏まえ、市として設置の実現可能性をどのように考えるか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 基本的には、リードフックを利用してペットから目を離されるのではなく、飼い主の管理下の下で来場していただきたいと考えておりますので、今のところ設置の可能性は低いものと考えております。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 利用者の安心につながる取組として、リードフックの設置は一定の効果があると思います。来訪者にも愛犬に優しい道の駅と喜ばれるのではないのでしょうか。実際に、リードフックを設置している先進的な取組を行う同じ千葉県内の南房総市の道の駅とみうらや鋸南町の道の駅、屋外テラス席の柱にリードフックを設置し、人の流れを妨げない位置に配置されています。保田小学校では、ペット連れの短時間でも利用できる安全対策をしております。

ペット待機場所として専用の区画を設け、そこにフックを設置することで、エリアを明確に分けるなど、またペットが苦手な人や子どもが近づきにくい環境をつくるため、ここでお待ちくださいといった明確な利用ルールを記載したプレートが設置される工夫もされています。また、ほか全国の道の駅においても、このようなリードフックを導入している道の駅があり、自治体や指定管理者の工夫で安全に運用されていることがよく分かります。

道の駅、屋外には利用されていない老朽化した箇所があります。今後、改修工事を行う予

定はありますか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 令和8年度に、レストラン西側のフェンスについて撤去及び改修工事を予定しております。この工事箇所であるレストラン西側のテラス席は、ペット同伴での利用も想定しておりますので、今以上に利用環境が向上するものと考えております。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） レストランができるというところでも、道の駅に来られたご家族で全員が一緒に食事をしてもらう機会でもありますし、ゆっくりしていただきたいなという思いもあります。改修工事が予定されているというところで、この動線の見直しを絶好の機会であると思います。利用者の滞在時間が短く、回転も早い施設特性を踏まえると、リードフックの設置はとても有効だと思います。改修工事と同時に整備すれば、追加の工事負担も最小限で済みますし、レイアウトの設置も可能となります。こうした、今だからこそできる整備を見送ることは、後の安全対策の遅れにつながると考えます。

市として、今回の改修工事の中でリードフックの設置を前向きに検討していただくということで、ありがとうございます。ぜひ来ていただいた方が短時間で帰られるということもありますけれども、食事などをしながらゆっくりしていただき、旭市を知っていただくということも非常に大事だと思いますので、ぜひ前向きなリードフックの設置をよろしく願います。

続いて、3項目め……

○議長（宮内 保） 伊藤議員、答弁もらいましょうか。

○5番（伊藤春美） いいです。先ほど、改修が行われて、考えるとおっしゃってくださったので。

○議長（宮内 保） 農水産課長、答弁できますか。

（発言する人あり）

○5番（伊藤春美） では、重なってしまうかと思いますが、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 1回目のご答弁で申し上げましたが、利用実態やニーズを把握するとともに、他の道の駅の事例なども参考にしつつ、安全性、管理体制、設置場所等につい

て、指定管理者と慎重に協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ぜひ前向きな設置をお願いしたいと思ひまして、次の質問に入らせていただきます。

3項目め、交通安全活動の充実についてです。

この市民への周知はどのように行うのか伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市民への周知につきましては、令和8年4月号の広報あさひやホームページなどへ記事を掲載するほか、LINEでの周知を行う予定です。また、公共施設等へのチラシの配架などを行います。

なお、県内の中学生、高校生に対しては、県より啓発チラシや周知ポスターが配付される予定です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 小・中学生への取組状況についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 小・中学生への取組につきましては、市では、市内全ての保育所、幼稚園、小・中学校において交通安全教室を実施しております。このうち小学3年生と中学1年生を対象とした教室では、自転車の乗り方に重点を置いた講習を行っており、小学3年生には自転車利用者として必要な知識や技能を、中学1年生には安全に道路を通行するために必要な知識と技能を習得させることを目的としております。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 高齢者への取組についてはいかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 高齢者への取組につきましては、高齢者に対しては、小・中学生のように定期的な交通安全教室は実施していませんが、市の職員が講師となつて行うまちづくり出前講座のメニューに「交通安全」がありますので、市民生活課にご相談いただけ

れば対応いたします。また、警察のほうでも講習などの依頼があれば対応していただけると聞いております。

なお、4月からのルール変更について書かれた千葉県警察・千葉県発出の啓発チラシを高年齢者団体を通じて配布する予定でおります。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 分かりました。これまで何気なく乗っていた自転車もルールが変わるといふことで、きちんとどういう部分が変わるか周知がされていなかったりすると、戸惑ったり、ちょっと乗ることをやめてしまったりすることによって、外出機会や特に高齢者などは出かけることも減ってしまうことを非常に心配して、質問をさせていただきました。

最後に、自転車の安全利用には、交通ルール遵守と正しい交通マナーの向上はもちろんですが、自身を守るための自転車用ヘルメット着用の推奨もされております。本市では、ヘルメット購入に当たり、1個上限2,000円の助成がありました。この助成制度は継続されるのかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 自転車乗車用ヘルメット購入費補助金ですけれども、1個当たり上限2,000円まで補助し、2,000円に満たない製品につきましてはその額まで補助させていただきます。この額の半分は、千葉県の自転車乗車用ヘルメット着用促進事業の補助金を利用しております。千葉県のほうが8年度も行う予定でいるというふうに言っておりますので、旭市も8年度行う予定でおります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 安心して皆さんが自転車を利用して、これも一つの健康につながりますので、ルールを守れるように皆さんに周知していただいて、安心して乗っていただけるようにしていただきたいなと思います。

私の一般質問はこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

ただいま執行部より発言を訂正したい旨の申出がありました。発言を許可いたします。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 先ほどの伊藤春美議員のご質問、交通安全活動の充実に関する1回目の私の答弁の中で誤って申し上げた箇所がありましたので、訂正させていただきます。

先ほど、交通反則通告制度は「自転車」の交通違反のときに使われる青切符と申し上げてしまいましたが、正しくは交通反則通告制度は「自動車」の交通違反のときに使われる青切符による処理のことで正しいものでございました。おわびして訂正させていただきます。

◇ 高 橋 美千子

○議長（宮内 保） 続いて、高橋美千子議員、ご登壇願います。

（2番 高橋美千子 登壇）

○2番（高橋美千子） 議席番号2番、参政党、高橋美千子です。令和8年第1回定例会におきまして、議長から一般質問の機会をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。初めての一般質問となるため、とても緊張しております。温かい目で見ただけならと思います。よろしくお願いいたします。

さて、政府は2026年1月23日の閣議にて、深刻な人手不足に対応するため、外国人労働者の特定技能と、新設される育成就労の2制度を合わせて、2028年末までの5年間で合計123万1,900人を上限として受け入れる方針を決定いたしました。

そこで、私からは大きな1番として、地域社会での外国人住民との共生について伺います。

（1）旭市においても外国人住民が増加傾向にあるが、単に労働力として受け入れるのではなく、よき隣人として共に歩む視点が必要不可欠です。そうした中で、外国人住民への公的手続や日本語学習など生活支援体制が整っているのか伺います。

まず最初に、外国人の実態、状況はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

以上、1項目1点についてお伺いいたします。なお、再質問は質問席で行いますので、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは、外国人の住民の実態について、人口を回答させていただきます。令和8年2月1日現在の外国人の住民人口は2,133人です。

国籍別人口は、多い国から順にタイ525人、インドネシア483人、ベトナム364人で、そのほか中国、フィリピン、カンボジアなど合計31の国と地域となっております。

また、地域別人口としましては、旭地域が1,297人、海上地域が284人、飯岡地域が280人、干潟地域が272人となっております。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。

続きまして、就労状況についてはどうなっていますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 就労状況については把握ができませんので、在留資格の割合でお答えします。主なものは、特定技能が37.2%、技能実習が22.1%、技術・人文知識・国際業務が6.2%で、そのほか教育や医療、看護等となっております。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） 次に、再質問といたしまして、本市における外国人の生活保護受給者の数をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 少し制度について触れさせていただきます。

生活保護制度は基本的に日本国民を対象としたものですが、適法に日本に滞在し活動に制限を受けない永住者や定住者などの在留資格を有する外国人については、何らかの理由で生活に困窮した場合、日本国民に対する取扱いに準じ生活保護を受給できる場合がございます。

そして、本市におきまして令和8年1月末現在で生活保護を受給している外国人は5人です。市全体の生活保護受給者数は552人のため、外国人の割合は0.9%です。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ご回答ありがとうございます。

先ほどの制度にも基づいておりましたが、生活保護制度は憲法第25条を根拠とし、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定めており、生活保護法第1条において、保護の対象は日本国民とされており、本来、外国人に受給権はありません。ですが、永住者や日本人配偶者など一定の在留資格を持つ困窮外国人に対して、予算の範囲内で日本人と同様の保護を準用していると、調べたところ出てきました。先ほども福祉課長もおっしゃっていただきましたその5名の方は、一定の在留資格を持つ困窮外国人であると思います。

次に、その5名の方の国籍を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、本市で生活保護を受給している外国人の国籍、または地域別の内訳について回答します。タイが3人、ブラジルが1人、それから台湾が1人となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） 回答ありがとうございます。

では、そこで再質問いたします。その5名の生活保護受給者に対して、日本語教育や職業訓練など支援は十分に行き届いていますでしょうか。ご回答をお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） お答えいたします。

現在、旭市で生活保護を受給している外国人は、永住者または定住者の在留資格を有してございます。日常生活を送るために必要な日本語能力は一定程度習得している状況にございますので、支援を必要としている方はいないものと考えます。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ご回答ありがとうございます。共生する中で、外国人にも適切な支援を受けられる体制を整えることも重要であり、言語教育や職業訓練の充実など、自立して生活できるためのサポートが求められます。生活保護に依存しない形で経済的に自立できる環

境を整えることも、今後の課題となってくると思います。

また、近年、日本における中国人の生活保護受給者が急増していることが問題視されております。先日のヤフーニュースでは、23年度で約4万7,000世帯の外国人生活保護受給者がいるという記事もありました。日本人の税金が外国人の生活支援に使われることに対して不満を持つ人々も増えており、外国人受給者に対する審査の厳格化を求める声も高まっております。

旭市では5名と片手で数えられる数ですが、今後、外国人受給者の増加を懸念して、生活保護制度の適切な運用と受給資格の厳格な確認を求められる局面にあります。特に、受給者の増加が日本の社会保障制度に与える影響は大きく、今後の政策決定においても重要な議題となることが予想されます。納税者の負担を考慮し、生活保護が適切に運用されるような対策が必要とされます。

そこで、生活保護が外国人に対して適切に運用されるような対策、考えはありますでしょうか、お答えください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 市は、日本人、外国人にかかわらず、対応が難しいケースがあった場合には、相談などの早い段階から千葉県の所管部署へ適宜相談いたしまして、広く専門的な助言やご指導をいただきまして、制度の適切な運用に努めておるところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ご回答ありがとうございます。今後に期待しております。

続きまして、外国人の国民保険税の滞納状況について伺います。

日本の国民健康保険は、住民票があることを加入条件としています。2012年7月の住民基本台帳の改正により、3か月を超える在留資格を持つ外国人は住民票が作成されるようになりました。そのため、住民票が作成される3か月超えの滞在者が自動的に加入対象となっております。

そこで、本市での外国人の滞納状況はどうなっているのかお答えください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、お答えいたします。

令和6年度末現在における外国人の国民健康保険税の滞納状況といたしまして、滞納金額、滞納者数、全体に占める割合及び令和6年度末現年分収納率についてお答えいたします。

まず、滞納金額につきましては、全体では1億8,490万3,254円、そのうち外国人の滞納金額は2,667万4,395円で、全体に占める割合は14.4%となっております。

次に、滞納者数につきましては、全体では1,633世帯、うち外国人の滞納世帯は505世帯で、全体に占める割合は30.9%となっております。

また、令和6年度現年分の収納率につきましては、全体では95.82%、うち外国人の収納率は86.46%となっております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） 回答ありがとうございます。

2023年度では、全国で見ても日本人を含む全体の納付率が93%に対して、外国人の納付率が63%であることからして、旭市ではまだ納付率はほかのところからしては高いほうであるということが分かりました。ありがとうございます。

近年では、この3か月という期間の短さを利用した不適切な受診、海外からの治療目的の来日などが問題視されることもあり、厚労省などによって審査の厳格化や制度の見直しが検討、実施されています。そこで、旭市での対策はどのように進んでいるのか伺います。

政府の方針により、国民健康保険料や国民年金を滞納し、督促に応じない外国人に対しては、在留資格、ビザの変更や更新を認めない仕組みが2027年6月に導入される予定です。また、改正入管法により、永住者であっても故意に税金や社会保険料を支払わない場合には永住許可を取り消すことが2027年4月からできるようになります。この2点、来年からの運用予定となっております。

先日のニュースによると、栃木県宇都宮市では2026年より、国保税を滞納している外国人の情報を出入国在留管理庁へ提供する制度の運用を開始しております。旭市ではどのように対応しておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、お答えいたします。

まず初めに、一つ目の国保税を滞納する外国人の方に対し、在留資格の更新を原則認めないこととする取組についてですが、議員ご質問にございましたとおり、令和9年6月から導

入される予定となっております。具体的には、デジタル庁が運用する情報提供ネットワークを用いたマイナンバー情報連携によりまして、市町村が国保税の収納情報を月次登録し、その情報を入管庁において外国人の在留審査時に活用するもので、全国一律で運用されるものとなります。

なお、導入に当たりましては、国の負担によりまして自治体のシステムの改修を行うとされておりますので、令和9年6月からの取組開始に遺漏のないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、二つ目の令和9年4月施行予定の改正入管法による故意に公租公課の支払いをしない場合の永住者の在留資格の取消しに関しましては、ただいま具体的なガイドラインの案が令和8年夏頃に示される予定と聞いております。それを踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、これらの制度に先立ちまして、先ほど申し上げました国保税の滞納に関しまして入管へ通報するという制度なんですけど、令和7年度から、本市のほうでもいち早くこの取組を開始しておりまして、高い効果が見られ始めているところとなっております。

令和9年度から導入される取組につきましても、国保税の外国人滞納者対策として高い効果が期待できるものと考えておりますので、取組が開始されましたら積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） 令和7年度から開始してくださっているということで、どうもありがとうございます。

続きまして、保険料の前納一括払い制度についてお伺いいたします。

保険料を支払わずに帰国してしまうケースへの対策として、来日直後の外国人を対象に、一定期間分の保険料を事前に一括納付させることができる保険料の前納一括払い制度が、自治体の判断により、早ければ2026年4月、来月から導入開始の見込みとなっておりますが、旭市ではどうなっておりますでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） お答えいたします。

国保税の前納制度は、入国初年度の国保税につきまして、通常の納期限を前倒ししまして

納付していただく仕組みとなっております。議員の質問にございましたように、令和8年4月以降、希望する自治体が国保税の条例、こちらを改正した上で導入することができる制度となっております。具体的に本市の例で申し上げますと、入国初年度の国保税が年額で1万7,700円、これを通常ですと最大8期の納期に分けて納付していただくことになっているんですが、こちらを最初の納期1回に集約して納付していただくものとなるものであります。

この制度のメリットといたしましては、入国初年度の国保税の納め忘れの防止ができるなどの点がございます。その一方で、1年未満の短期間での出国や転出、あるいは社会保険加入などによりまして国保の資格を喪失された場合には、税の還付が必要となってきます。そのような方が多いと、還付事務が増大したり、あるいは窓口での制度説明にちょっと時間を要したりする関係もございますので、ほかの来庁者の方の窓口での待ち時間が長くなる等のデメリットも懸念されているところです。

このようなことから、昨年11月に千葉県で県内自治体に対して行った導入意向のアンケート調査によりますと、令和8年4月、この4月から導入予定とした自治体は今のところゼロということだそうです。令和9年度以降に導入予定とした自治体も数団体にとどまっているという状況でした。

以上のことを踏まえまして、現時点では本市といたしましては、先行して導入する自治体の運用状況を見ながら、導入の是非につきまして慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。今のところゼロ件ということで、周りの状況を見てということですが、できれば旭市が先陣を切ってやっていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、不正利用のチェック強化について伺います。

在留資格などの資格を持ちながら、実際には活動していない偽装滞在の疑いがある場合、市町村から入管へ通知し、調査、資格の取消しを行う連携体制が構築されているとのことですが、旭市はどのような対応をしておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 住民登録の対象となる外国人は、在留カードで在留資格、在留

期間等を確認して手続を行います。対象者の情報については出入国在留管理庁と共有しております。オーバーステイなど、在留資格がない場合は住民登録を削除しています。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。在留資格を削除しているということで、しっかりと不正利用を見てくださっているということが分かりました。ありがとうございました。続きまして、限度額認定の厳格化について伺います。

加入から1年以内の外国人が高度医療の自己負担を抑える限度額適用認定証を申請した場合、実態調査を行うこととなっております。旭市には、旭中央病院という高度な医療を受けられる機関がありますので、厳格なチェックが必要になってくると思いますが、市の対応をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 国保の資格取得から1年以内の外国人が限度額適用認定証の申請を行った場合は、窓口におきまして、在留資格の本来の活動を行っているかどうかを確認した上で交付しており、厳格に審査を行っているところです。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） 厳格に審査してくださっているということで、どうもありがとうございます。引き続きよろしくお伺いいたします。

続きまして、保険証を他人に貸し借りしたりすることは法律で禁止されており、不正に使用した場合は刑事罰の対象となります。旭市ではどのように取締りを行っているのかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 従来の健康保険証の発行を廃止した令和6年12月2日以降は、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しております。顔認証や暗証番号認証を行うことで、なりすましが極めて困難になっているところであります。医療機関等においては、受付時に本人確認の必要性が高いと考える場合は本人確認書類の提示を求めることができるため、不正利用の防止効果がより高まっているものと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） しっかりと受付で対応してくださっているということで、ありがとうございます。このように、制度のいいところ取りを防ぐために、保険料を支払わないならば日本に続けられないという強力な仕組みへの転換が進んでいます。今まだ進んでいないものに対しても、旭市で早急に対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

ほかにも、共生していく上で、生活環境や文化の違い、言葉の壁や社会的な孤立など、その他様々な問題があると思います。県でも、2024年3月に外国人活躍・多文化共生推進プランが策定されました。これは、外国人住民を共に地域をつくる仲間として位置づける重要な指針です。外国人と日本人が互いに理解し合い、尊重し合いながら、共に輝ける千葉の実現が基本理念となっております。

そこで、再質問といたしまして、先ほどの生活保護や国保税の未納問題、ほかにも様々な問題があると思いますが、こういった問題を未然に防ぐためにも、市役所内に外国人専用の相談窓口はあるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 市内在住の外国人のみを対象とした相談窓口は、現在市役所には設置しておりませんが、それぞれの部署の窓口では、翻訳機やスマートフォンの翻訳機能を活用しながら外国人からの相談に対応しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。AI化が進んでコミュニケーションが取りやすくなったことで、共に生きる共生社会が出来上がってきていることと思います。引き続き対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、市が行っている外国人が利用できる日本語教室はありますか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 生涯学習課では、市民のニーズや社会の現代的課題などを考慮しながら、公民館や市民会館などを中心に、毎年100を超える講座・教室を計画し、開催しております。

外国人が利用できる日本語教室とのことですが、令和7年度は開催してはおりませんが、

令和8年度、来年度には主催講座として計画をしております。内容については現在調整中ではありますが、対象者を市内在住の外国人とし、定員は10名程度、1年間を前期と後期に分け、それぞれ5回の開催を予定しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。内容について調整中とのことですが、外国人のニーズに沿った日本語教室を開催していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

次に、再質問といたしまして、外国人の小・中学生に対して、学校ではどのように日本語を教育していますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 市内小・中学校におきましては、児童・生徒の実態に応じて、特別な教育課程を編成して日本語指導を行うことや、教諭補助員等により漢字のルビ振りや個別の説明等の学習支援を行っています。

また、学校生活の中で特にコミュニケーションに不安のある児童・生徒に対しましては、翻訳機の貸与や、児童・生徒全員に配付してございますタブレットの翻訳機能などを使って、学校での日常のやり取りにおける不安の軽減を図っております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ご回答ありがとうございます。大変かと思いますが、引き続き対応のほうよろしく願いいたします。

次に、未就学児の外国人に対して、保育所ではどのように日本語を教育していますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 公立保育所では、外国人児童に対する特別な日本語教育等のプログラムは設けておりませんが、日常の保育活動の中で自然に日本語を学べるような環境を提供しております。具体的には、日本人の児童と同様に、遊びや歌、絵本の読み聞かせを通じて語彙や表現等を学んだり、子ども同士の会話やコミュニケーションから言葉の使い方

やニュアンスを自然に身につけられるようにしております。年長児では、小学校入学に向けて、平仮名や数字を学ぶ時間を設けておりますが、外国人児童には個別に時間をかけて指導を行うなど、日本語に対する理解を促しております。

保育士が言葉の意味を丁寧に説明するよう心がけ、外国人児童がスムーズに日本語を習得し、日常生活に適用できるよう支援しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。個別に時間をかけて指導していただくなどいろいろ大変かと思いますが、引き続き対応のほうよろしく願いいたします。

続きまして、災害時における外国人に対する支援や、外国人が参加できる防災訓練の実施はありますでしょうか、質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 災害時における外国人に対する支援といたしましては、災害への備えや避難に関することなどを記したハザードマップがございます。紙ベースの各種ハザードマップは、英語、中国語のみの対応となっておりますが、ウェブ版のハザードマップでは、ブラウザの翻訳機能を使用することでそれぞれの国の言語で表示することができます。

また、エリアメールなどの緊急速報メールにつきましても、スマートフォンなどの端末の言語設定に基づいて言語が切り替わるため、内容を理解して対応していただけるものと考えております。

避難訓練につきましても、外国人に特化した避難訓練は実施しておりませんが、日本人、外国人にかかわらず全ての市民を対象としております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。日本は地震大国であるため、地震や津波など災害が起こった際に慌てないためにも、列に並ぶ、順番を守るなど、日本の基本的なルールを理解していただくことが必要不可欠だと思います。暴動が起こらないことを切に願っております。

次に、外国人に対して、ごみの出し方はどのように周知してもらっていますか。これについては以前にも質問があったかと思いますが、ご回答をよろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） ごみの分け方・出し方につきましては、従前より英語、中国語、タイ語のチラシを作成しておりましたが、令和6年度からは、インドネシア語、ベトナム語のチラシも追加しまして周知の充実を図っておるところでございます。

なお、指定ごみ袋への外国語の記載につきましては、現在、表示スペースの関係から日本語、英語、中国語の3か国語表記となっております。

今後も、ごみの分別方法や出し方などのルールにつきましてチラシの配布など、外国人を多く雇用している事業者や外国人へ住居を提供する不動産会社等と連携しまして周知に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。多言語での対応、どうもありがとうございます。

また、先ほども言いましたように、日本人と外国人双方の理解が必要不可欠です。

「旭市 モスク」で検索すると、マスジドインドネシアという足川にある建物がヒットします。ビーチクリーンをしてくださっている風景も見られますが、地元住民の中には不安に思っている声も多数見受けられます。

そこで、こういった方々にこそ地域イベントに参加していただきコミュニケーションを図ることで、互いの理解を深めていくことが大切だと思いますが、市では何かアクションを起こしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 足川地先でモスクが存在していることは承知しておりまして、関係機関とも情報は共有しております。同じ地域で共に暮らしていく上では、社会におけるルールを守り、周りに住む住民と相互に理解・協力していくことが重要と考えておりますが、現在、市として具体的なアクションというものは起こしておりません。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。特にアクションを起こしていないということですが、不安に思っている方がいることも理解していただきたく思います。

双方の理解という点で、今後、こういったことに対応していただけるような対策チームの検討などはしていただけますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 先ほども申し上げましたが、同じ地域で共に暮らしていく上では、そういった地域のルールを守る、周りに住む住民と相互に理解・協力していくことが大切だと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。今後も共生していく上で日本のルールは守っていただいて、お互いに不安を取り除いて、共によき隣人として生活していけたらと思います。

農業の盛んな旭市におきましても、人手不足、担い手不足が深刻化していく中でとても大切な役割を担ってくださっています。ですが、先日の国会では、特定技能2号には上限がないことが高市総理の答弁で明らかとなりました。在留期間の更新制限がなく、家族の帯同が可能な上に、その家族に養子も含まれていたり、特定技能1号のように人数に上限がなく、外国人が増加することを不安に思っている国民、市民はたくさんいらっしゃいます。

そこで市長に問います。上限のない特定技能2号についてや、昨今騒がれています移民問題、この移民の定義について、どのような人を移民とするのか。以上の質問を踏まえた上で、今後、旭市での外国人との共生についてどうお考えでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 日本では、移民について法的に明確な定義がなく、また外国人に係る出入国管理や在留資格制度等は国の専管事項でございますので、基本的な制度設計や運営は国の責任において行われるものと思っております。

一方で、地域住民と外国人の方々が共に社会の一員として安心して生活できるよう環境を整えることは、地方自治体の役割であると認識しておりますので、今後も必要に応じて適切に対応してまいります。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） 市長、ご回答どうもありがとうございました。国がやってくださらないのであれば現場で、旭市での対応をしていかねばなりません。

先ほど、国保税滞納の件で、栃木県宇都宮市もそうでしたが、旭市も早急な対応をしてくださいました。これからも旭市で進んで対応していただきたく思います。

参政党は、過度な移民の受入れには反対しております。受入れ体制が整っていなければ混乱を招きます。郷に入っては郷に従えという言葉がありますが、トラブルを避け、スムーズに環境になじんでいただくためにも、しっかりとしたルールをつくり、日本の伝統・文化を教育によって理解していただきたいと思います。これからもよき隣人として生活していくためにも、日本人と外国人が互いに理解し合い、尊重し合いながら、共に輝ける旭市をみんなで作っていききたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員の一般質問を終わります。

高橋美千子議員は自席へお戻りください。

◇ 松 木 源太郎

○議長（宮内 保） 続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（19番 松木源太郎 登壇）

○19番（松木源太郎） 日本共産党旭市議会議員、松木源太郎です。2026年（令和8年）3月4日、令和8年旭市議会第1回定例会に当たり、市政一般に関する質問をいたします。

1、国民健康保険税の負担軽減対策について質問いたします。

国保加入者は、令和6年11月末で9,673世帯で全世帯の35.8%です。令和8年2月現在で何世帯ですか。まず、旭市の国保世帯数などの基本的な事項についてお聞きいたします。

①旭市の国民健康保険税の世帯数は何世帯ですか。

②国保滞納世帯は、令和7年7月の国保運営協議会の報告では、令和5年度の滞納世帯は455世帯で、金額は約2,700万円です。滞納世帯は、全国で180万世帯、令和8年1月17日付で、世帯割合は11.04%、約9世帯に1世帯の割合であります。

③資格証明書、短期6か月証、短期3か月証などの保険証以外の書類を使っている世帯数はどのくらいですか。

④均等割額の未収額、半額減額の人員数とその金額はどのくらいですか。

⑤ゼロ歳児から18歳までの被保険者数は何人ですか。

⑥、⑤の人員、いわゆる被保険者数ですが、の人員の保険税をゼロにするとどのぐらいの金額になりますか。

⑦18歳までの均等割額をゼロとして国保税の減額ができないですか、お答えいただきたいと思います。

2、園芸用廃プラスチック対策の農家の負担軽減についてであります。

①園芸用廃プラスチックは、本市の施設園芸の農業経営上、必然的に排出されるものであります。これらの廃棄物は、ビニール、ポリエチレン等は十分に管理されないで放置されると、公害物質として地球全体を汚染します。地上でもそうですが、海中に拡散されたものは海洋汚染の原因です。そのためにも、利用者である施設園芸の農家から100%回収し、海洋汚染のもととしないための対策が必要であります。

②旭市は現在、他の自治体より市の負担はキログラム当たり10円多く補助していますが、これを充実し、年間1,000万円弱の補助をしていただけないでしょうか。

③今後ポリエチレン等の焼却できる資材については市の費用での焼却の計画はございませんか。

よろしく願いいたします。

3番目、飯岡駅南地域から国道126号バイパスまでの雨水排水対策についてであります。

①現在どのような計画でこの地域の雨水対策をしようとしていますか。

②その計画の基となる計画はどのように調査して計画しているのか、具体的な経緯を明らかにしていただきたいと思います。

再質問については質問席で行います。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 保険年金課から、1項目めの（1）（3）（5）についてお答えします。

まず、（1）の旭市の国民健康保険世帯数ですが、本市の令和8年1月末時点の国民健康保険の世帯数は9,433世帯です。市全体の世帯数に占める割合は34.2%となります。

次に、（3）資格証明書等の保険証以外の書類を使っている世帯数ですが、令和6年12月2日から被保険者証の発行が廃止されたことに伴い、長期間の滞納世帯に対しましては、短期被保険者証や資格証明書に代わり、医療機関で一旦10割の医療費をお支払いいただく特別療養費の仕組みが適用されます。適用となった際は、特別療養費の支給対象である旨を記載

した資格を証する書類を交付することになり、マイナ保険証の利用登録がある場合は資格情報のお知らせを、マイナ保険証の利用登録がない場合は資格確認書を交付しております。

なお、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者、これは高校生世代までですが、の被保険者は特別療養費の対象外となります。

本市の令和8年1月末時点の特別療養費の支給対象世帯数は117世帯です。国保加入世帯に占める割合は1.2%となります。

次に、(5)ゼロ歳児から18歳までの被保険者数ですが、本市の令和8年1月末時点の18歳以下の国民健康保険被保険者数は1,304人です。被保険者全体に占める割合は8.7%となります。

以上です。

○議長(宮内 保) 税務課長。

○税務課長(多田 仁) それでは、税務課からは、大きい1番の(2)(4)(6)(7)について、順次お答えいたします。

初めに、(2)滞納世帯数とその金額はということですが、国民健康保険税の滞納世帯数及び金額につきまして令和6年度決算の数値で申し上げますと、滞納世帯数は1,633世帯、滞納金額は1億8,490万3,254円となっております。

続きまして、(4)均等割額の未就学児半額減額の人数とその金額はということです。こちらにつきましては、令和8年1月末現在の状況でお答えいたします。対象者数は367人で、軽減額は451万1,000円となっております。

続きまして、(6)ただいま申し上げた人数の保険税をゼロにするとどのぐらいの金額かというお尋ねです。ゼロ歳児から高校生年代までの18歳までの均等割額につきましては3,177万3,000円となっております。

最後に、(7)18歳までの均等割額をゼロにして国保税の軽減をというご質問です。国民健康保険税は、相互扶助の理念に基づきまして、被保険者間の負担能力、受益の程度に応じて賦課することとなっておりますので、現行の法令に基づきまして、未就学児均等割につきましては5割の軽減とする対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長(宮内 保) 農水産課長。

○農水産課長(伊藤弘行) 私からは、2の園芸用廃プラスチック対策の農家費用の軽減についての1から3までについてご回答いたします。

市内の園芸用廃プラスチックにつきましては、現在、旭市農業用廃プラスチック対策協議会が主体となって回収を実施し、適正にリサイクル処理が行われております。市といたしましても、その取組を支援しているところでございます。

続いて、(2)の市の支援の拡充につきましては、市では園芸用廃プラスチックの円滑な回収と適正な処理を推進するため、処理料金について1キログラム当たり21円の補助金を交付しております。この補助金額につきましては、令和4年度に増額したところでありまして、近隣市と比べても手厚い支援となっております。今後も、園芸用廃プラスチック処理に係る情勢や近隣の市の動向に注視しつつ、引き続き適正な支援となるよう検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、(3)のポリエチレン等の焼却できるポリは市の費用で焼却処分してはどうかというご質問でございますが、現在、旭市農業用廃プラスチック対策協議会で回収した農業用ポリエチレン等につきましては、東金市にある処理工場、千葉園芸プラスチック加工株式会社で固形燃料に再生処理し、工場や発電所の燃料として使われております。焼却せずに再生利用することで廃棄物の減量とし、資源循環の促進に寄与し、持続可能な農業と脱炭素社会の実現に資するものと考えておりますので、引き続き協議会の支援を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 私からは、3項目め、飯岡駅南地域から国道126号線バイパスまでの雨水排水対策についての(1)(2)について回答いたします。

初めに、(1)現在どのような計画でこの地域の雨水対策をしているのか。

飯岡駅南地域の排水先は、主に四つのルートがあります。一つ目は、県道銚子旭線と県道飯岡停車場線の交差点付近から、海上中央公園の北側を經由し、県営高見台団地の東側を北上し、高生川へ至るルートです。二つ目は、県道銚子旭線と県道飯岡停車場線の交差点付近から、旧海上中学校の南側を經由し、地元では蛇園幹線排水路と呼ばれる水路を經由し、大間手川へ至るルートです。三つ目は、当該地域の西側へ向かい、地元では天和川と呼ばれる水路を經由し、仁玉川へ至るルートです。四つ目は、飯岡バイパスを横断して海岸方面へ南下する三川派川と呼ばれる用水路を排水先とするルートです。

既存排水路の機能を最大限発揮できるよう、改修と機能維持管理を進めております。

次に、(2)その計画の基となる設計はどのように調査して計画しているのか。

現在市が行っている当該地域の雨水対策は、当該地域の四つある流末のうち、高生川と大間手川に係るものです。計画の策定に当たっては、県道の排水計画策定のために県が実施した測量結果のほか、市が行った高生川及び大間手川の測量結果を踏まえ、整備計画を策定しております。

以上になります。

○議長（宮内 保） 一般質問は途中ですが、午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時 5分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き松木源太郎議員の一般質問を行います。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） それでは、1番の国民健康保険税の問題から聞いていきたいと思えます。

私は知らなかったんですけども、こういうパンフレットが出ているらしいんですね。

「暮らしのみかた（令和7年度版）国保ハンドブック」、というのは、これはホームページでもって出てきたんですけども、どこにあるか分からないんです。プリントアウトするためには大変苦労いたしまして、この中身を見て大変詳しく書いてあるんです。これはどんな方法でもって配ったんですか。まず、それをお聞かせください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時 6分

再開 午後 2時 8分

○議長（宮内 保） それでは、再開いたします。

答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 失礼しました。

紙の保険証を発行している際にはそこに同封していたものと思われ……

（「何に」の声あり）

○保険年金課長（大網久子） 紙の保険証が発行されていた場合、以前発行していましたが、そのときに保険証のほうに同封したものと思います。国保の被……

（「現物はそんなに小さいの」の声あり）

○保険年金課長（大網久子） はい。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） そうですか。ホームページにあるけれども、苦勞してこれプリントアウトしたんですよ。私のうちも、妻がまだ75歳になりませんので国保世帯なんですけれども、来ませんでしたよ。まあ、いいや。

そういうようなことで、ちょっとびっくりしたんですけれども、国民健康保険というのは、ご存じだと思うんですけれども、今回の法改正、条例改正もありましたけれども、国の基準に対して旭市は少し上限を下げながらやってきているんです。ですから、今年の分をいただきましたけれども、去年は正式にちゃんと3月議会のときに、国保の一部改正の詳しい中身をくれましたね。それでもって私は調べてきたんですが、要するに、国は国保の医療給付分だけ取ればいいものを、後期高齢者、つまり国保世帯の方の75歳以上の方は別の保険に持っていった。それから、介護給付金、これも同じですよ。介護のほうの分について、介護保険については国保の被保険者からも取ろう。今度、子ども・子育てをつけてきたわけです。

ですから、ご存じのように、1世帯の、これはいろんな減額がありますけれども、最高の保険料は、去年の場合は109万円まで取れる、そういう制度なんですね。去年、旭市はそれを106万円にした。

今年はどうなるかというと、新しいの1枚だけもらいましたけれども、今年も国の基準が最高110万円までで、旭市は109万円までの国保料。その中でもって、医療分というのは、結局最高でも今年場合には66万円だけれども、それに後期高齢者支援分が26万円、これはご存じのように40歳から74歳までの方ですね。それから介護納付金が17万円、ですから109万円まで取れる。それでいろんな減額の制度を、この中に書いてありますけれどもやって、それでもって国保税を取っていたわけです。

それは、国の制度でもって、国が県単位の国保にしようと思っているからそういうことを

やっているんですけども、その中でもすごくいい制度が一つあって、それは私が議員になった令和4年のときから、ご存じのように、均等割額ですね。これが、未就学児については半額国が持ったわけですが、そのとき。それからずっと続いてきているわけですね。

ですから、それを原因として県内の自治体でも、例えば富津市では18歳以下の方については3割減免、それから南房総市は18歳以下は5割減免、それから一宮町は18歳以下については、5割減免、こういう制度で少しでも国保税を下げようという流れが全国に今広がっているわけです。

そういうことからいいますと、恐らく、まだ4年しかたっておりませんが、これだけ、例えば子ども・子育てでもって、ある程度の一定のやつを取りなさいよと、金額まで決まっていますけれども、来年からになるか今年になるか。そうした場合には、全国的な流れとしては、結局少しでも住民のために税を下げようという流れが出てくると思うんです。

ですから、その点を踏まえて、この質問をしたのはそういう流れの中にやっぱり旭市も乗ってもらいたいと、こういう趣旨でもって質問いたしました。

この問題は、令和4年3月、令和4年12月、令和5年3月と、これまで私3回質問しているんですね。ですから、こういうことで、これからそのことが千葉県内の多くの自治体でもってなってくるので、ぜひ旭市も、この点についてひとつ考えていただきたいということでもってご提案しましたけれども、担当者ないしは市長のご答弁をいただきたいんです。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員、今の再質問なんですけれども、（1）に対しての、（4）まで行っていますか。

○19番（松木源太郎） 全部です。全部に対して。

○議長（宮内 保） 全部ですか。

○19番（松木源太郎） この問いは全部に対しての質問としては簡単です。

○議長（宮内 保） 松木議員、この項目順に一つずつやってもらいたいんですが、一問一答ということで、ぜひよろしくお願いします。

○19番（松木源太郎） 一問一答といたって、この問題というのは、要するにゼロ歳から18歳までのお子さんの国保税をこういう形でもって下げられますよということを提案して、市がそれについて今後考えてくれるかという答弁だけでいいんですよ。七つのこと全部に答えたって、もうこれはさっき答えてくれたから。数字について答えてくれてありますから、その結論としてどうかということだけ、私は聞けばいいんです。

○議長（宮内 保） 松木議員、そうすると、今もう（4）でもいいですか。

○19番（松木源太郎） 何でもいいですよ。7でしょう、7。

○議長（宮内 保） では、（7）でもいいですか。

○19番（松木源太郎） そうです。それが結論だから。

○議長（宮内 保） では、答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 均等割額に係る軽減措置につきましては未就学児を対象として行っておりますが、これは議員おっしゃるとおり、法により全国一律の制度として公費を投入し、被保険者間の公平性を確保した上で保険税の負担軽減を図る趣旨で実施しているものでございます。

市といたしましては、被保険者間の負担のバランスもございまして、法律で定められたとおり、未就学児に対する均等割の5割を軽減する措置により対応してまいりたいと考えております。

なお、国の諮問機関である社会保障審議会において、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、均等割額軽減の対象拡充などについて法改正を含めた議論が進められているところでございます。

今後も引き続き国の動向を注視し、法にのっとった対応により負担軽減を進めてまいります。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 市長の今のご答弁、そのとおりです。ですから、あと自治体としてどういうふうにするかという問題が残っておりまして、恐らく旭市は、ほかの自治体が動き出したらそれに見習って動くと思っていますので、期待しております。

次に、2の問題です。

2の問題については、私は農家の方から相談をかけられて、こんなに変わるんだよと言われました。それというのは、要するに旭市の場合には温室、これがこの資料の中にもございますけれども、トマト・キュウリ用とメロン用では、農水産課長からご説明いただきましたけれども、違うんだそうですね。それについて、いわゆる農業用ビニール、トマト・キュウリ用は、これは処理しても燃やせないと、きれいにして再利用するまでしかできない。農業用のポリについては、何とか洗ってきれいにすれば燃やせると、そういうものだという事で、大変詳しいご説明をいただきました。

そこで、どういうことを聞きたいかという、これも順番でもってなんか聞かなければ悪

いようなことになっているようですけれども、結局、市が農家用の全額を持っていただければ農家が本当に助かる。

旭市の場合、イチゴから始まって、トマト、キュウリ、それからミニトマト、その他の温室を使う農業がすごく多くて、それでもって全国5番目の野菜を出荷する自治体になっているわけですね。

そういうことから考えますと、ぜひこの点について、最終的な結論の中で言っているように、その部分で市が補助していただけないか、このことについての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木議員にちょっとお伺いします。

もう2番のところでもいいんですか。

○19番（松木源太郎） 結構です。

○議長（宮内 保） （2）でもいいんですか。

○19番（松木源太郎） 大丈夫です。

○議長（宮内 保） いいですか。

○19番（松木源太郎） 何でもいいです。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 焼却処理できるポリエチレンの関係でよろしいでしょうか。

ポリエチレンなど、いわゆる焼却可能な農業用プラスチック類につきましては焼却処理が可能であります。本市におきましては、これらを可能な限り資源として循環させる観点から、リサイクルを基本とした処理を推進しております。

特に園芸用廃プラスチックにつきましては、円滑な回収と適切な処理を推進するため、処理料金に対する補助を行っており、生産者の負担軽減を図りながら回収の徹底と資源循環の促進に努めているところでございます。

仮に市の費用により焼却処理を可能とした場合ですけれども、分別や回収の手間が少ない焼却処理へ流れるおそれがありまして、本来リサイクル可能な資源まで焼却に回ることが懸念されると考えております。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） ですから、順番があるけれども、議長、最後のところは、実際に997万1,748円をプラスして市が持てば、農家はその分の負担が減って大変助かると、こうい

うことなんです。それが全部ではなくても、順番を超えて、20円にしてくれたのが30円なり40円になっていく、そういう形でもってぜひ施設農家については助けていただけないか、そういうような私の提案なんです。それについて、担当課やその他も含めて、これから検討できるかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農家の皆さんの経営を取り巻く環境が厳しい状況にあることは、十分認識しております。園芸用廃プラスチックの処理につきましても、農家の皆様に一定の負担をお願いしているところであり、その軽減を図ることは重要な課題であると考えております。

現時点で補助率等の引上げ等は考えておりませんが、今後の回収実績や農業者の皆様のご意見、処理経費の動向等を踏まえ、引き続き適切な支援の在り方について考えてまいりたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） ありがとうございます。

そうなんです、市も、市長を含めて市全体がそう考えているというのがなぜ分かるかという、旭市過疎地域持続的発展計画というのを出しました、今度。この43ページの上から2行目に何て書いてあるか、読んでみましょうか。「園芸用廃プラスチック適正化処理対策事業 生産者が排出する園芸用廃プラスチックに対して、資源の有効活用や農村環境の保全、生産者の負担軽減を目的に処理手数料を助成します。」ですから、本当に農業をやっている自治体ってこういうことを考えてくれているなというのがつくづく分かったわけです。ですから、この問題について、これをもう少し前進させていただきたい。

また農家の方と相談して、そういうような申請もしたいと思っていますけれども、ぜひその点について検討をいただきたいということだけを申し上げたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 次に3番、今回の私の一般質問のメインはこちらなんです。

この図を見ていただきたい。ちょっと私がかかと書いたんですが、これは2,500分の1の地図です。飯岡駅から南、国道までの間の地域なんです。これは、先ほど建設課長がお答えいただいたんです。こっち側に、今、三川のあれが通っているわけです。

これをどう見るかという、今まで市は、この地域の説明会、いわゆる飯岡駅前の雨水が

たまってしまいう説明会を昨年10月16日にやりまして、それでもってこれからの広原地区の冠水対策に関する説明会報告書というのも去年2月7日に回覧しました。これは回覧したときの、回覧というのは区の担当者が書いたやつ、これを回しました。そうなのかということで、地元では大変人気があるというか、これから大丈夫だろうなという気が、皆さん方思っているわけです。

ところが、いいですか、最近、私びっくりしたんですけれども、こういうものが出てきたんですよ。海上中学校の跡地をこれからどうするかを今年3月中に検討するんでしょう。そうすると、ど真ん中にある海上中学校の跡地、これは海上の学校の統合の中でもって候補地だったけれども外れました。それを外れた機会に、ここを民間がどう活用するか募集しているんです。

それでもって、建設課では、皆さん方にいろんなこととお話ししてきた。この海上中学校の空き地が何らかに利用されて、地面に染みなかったらどうなるか。このことを考えてそういうことをやっているのかということを知りたいんです。

私が調べました。これは2,500分の1ですから標高が出ています。それで、蛇園の地域の南側にずっと、先ほど建設課長からお話があった、これは、2番目のところですよ。東のほうに水を流して、飯岡の海に流す、こういう工事をやっています。

そして、ちょうど赤く抜いてあるところ、この部分が一番高いところなんです、蛇園で。つまり、蛇園というのは、ちょうどこちら辺を中心にして、例えば昔の第二給食センターがあったところとか、それから蛇園区の区民館があるところとか、こういうところが一番高くなっているんです。兩岸南北に下がっているんです。このところには昔からの用水路はあるけれども行き止まりとか、それから、私も海上中学校のところから北のほうに向かうところを歩きましたけれども、途切れていて水がちゃんと流れない。今トンネルが先でもって工事が終わりますね。あそこのところをどうくぐっていくかという問題もあるんですけれども、つまり、この時期に合わせてこれからいろんな工事をやろうとしていますけれども、あわせて海上中学校のこの問題がどうして起こってきたのか、簡単にご説明いただきたいと思えます。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 海上中学校の跡地ですが、冠水が発生する場所と旧海上中学校跡地が近接していることは市としても認識しております。

旧海上中学校跡地の活用については、旭市旧中学校跡地利用検討委員会において協議が重ねられ、平成30年8月に1回、報告書が取りまとめられました。その検討結果において、旧海上中学校跡地の利活用方法として、「民間活用による住居系を中心とした複合的施設」が方向性として示されております。

その一方で、同報告書の課題として、「開発の用途により付近の道路、排水等のインフラ整備が必要である。」と明記されており、跡地の開発、利活用を進めるに当たっては、道路、排水等のインフラ整備が不可欠な課題であることが検討委員会の段階から既に明示されていることから、市としては、跡地利用の具体化を進める際には、冠水対策を含む道路や排水等のインフラ整備を一体的に検討、対応していく必要があると認識しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） では、ここを今の時期に何で中学校のところの利用についての提案を民間にさせるんですか。もう少し待たっていいでしょう。

それともう一つ私は聞きたいんですけども、どうも不思議ではないのは、旭市のやる事業の中で、建物の建設とかそういうのは当然建設会社にお願ひしますよね。それで建設代を払って、それで今度、建設はまた業者に頼みます。道路や排水なんかはどういうふうにして建設するための設計をするんですか。旭市の中の担当課に設計の専門家が何人かいて、図面を書くんですか。それとも、そういうところを設計してくれるところに頼んでいるんですか。ちょっとそこら辺について、私はこの事業を見て本当に聞きたいと思ったんです。どうなっているんでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 大型の排水路等は業者に設計を委託しまして、職員のほうで最新の積算、金額のほうを入れて設計しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） そうしますと、旭市はそういう道路とか排水路とか、そういうものを設計する技術者はいないんですね。それでもって道路なんかはどうなんですか。本当に市がやれる道路というのはどのぐらいのところまでなんですか。

つまり、この事業を見ていて私が思ったのは、建設業者がいいように作った図面でもって

仕事をやっているのではないかという気がしてしまったんです。それは、恐らく同じ設計したところが、業者同士ですから、今度やる時も落とすということになっているのかなと思って、大変不思議に思っているんです。それを解明したくてこの問題を出してきました。どうですか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） すみませんけれども、そういうことは一切ございません。設計のほうは設計の業者に頼んでおりまして、設計金額は職員のほうで最新の積算の単価を入れていきますので、そういったことは全くございません。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） そうしますと、今年予算で、ちょうど同じ、イ、ハ、後草の冠水対策排水整備事業、事業費1億6,938万5,000円、一般財源1億4,500万円、その他2,400万円とありますね。これは、恐らく高生川の工事が主だと思うんですけども、これをやる場合に工事費がこうだとして、実際に設計にはどのぐらいかかって、割合としてね、それでもって工事費はどのぐらいかかっているのか、そういうのははっきりしているんですか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 今もう工事に入っているところは、以前にもう設計が終わってしまって、その設計を基に、年度で工事ができる範囲を区切って工事をしております。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 私は、それを大変不思議に思っているんですよ。旭市というところは、合併前のときは、かなりのところの道路とか排水について自分でもって設計してましたので、そのつもりで見ていたんですけども、どうも違うんだと。なんか業者がやって、同じところやるかどうかは別にして、業者に頼んで、それでその金額だけ設定して、それでもって今度工事を落とすんだ。こういうやり方で本当にいいのかなと思ったんです。

今は地方自治体に技術者が来ないというのは分かります。しかし、そういう方を育てなければ本当に中身のある設計ができないと思うんです。なぜかという、今、私、今回、中学校跡地から大間手川に行くところの東側、あそこを全部ずっと水がどのように通っていくか見て歩きました。ちょうどあそこ、中学校の東側を通ると、北側がずっと盛り上がっている

のが分かりますよね。行けば分かります。ですから、ここは通れないから結局、今度新しくできた道路のほうに行くけれども、じゃ、向こうでもってできるか、向こうで越せるかといったら、今工事をやっているところは使えない。その途中でもって、どこかくぐらなければ大間手川に行かないということですね。それでもってこの間、シェルガソリンスタンドの東側をやったんでしょう。かなり大きな工事で1億5,000万円か2億円近くかけて。

そういうようなことについて、なぜそういうことになるのかということ、市の本当に全体で皆さんで考えてこれがいいんだとなったのかどうかというのは大変不思議なんです、私は。それがあったので、この地域の排水問題について聞きますよと通告したんです。

四つのところがありますけれども、一番南の飯岡の海に流すのと、この問題を何回も聞いて工事をやっているときの写真も撮ったり担当課にも聞きました。本当にそう流れるのかな。

もう一つは、今回、ご存じのように、道路を造ってくれる団地、あれはちょうど途中から県道のほうに流すように、飯岡の駅から来る県道ではなくて、反対に流すように銚子土木が言って、銚子土木の課長もこういうふうにお願いしましたと言って、地元の方もそういうことを聞いていました。

それで今度は、バイパスのところも、今民間に頼んで調査していて、そこが下を何とか掃除と、掃除もこの間、年内にやってくれました。こういうようないろんな流れがあるんだけど、どうもあそこの地域全体についてちゃんとできるかどうかというのを私は疑問に思っているんです。それについて解明できるような答弁をしてくれませんか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） まず、設計のほうなんですけれども、職員は設計はできます。排水路とか大きい工事については設計が難しいものですから業者へ委託するということで、道路の例えば打ち替えとか改良とかということは、ちゃんと職員のほうで設計をしております。

今言いました大間手川の水路の改修なんですけれども、それも調査をしまして、一部区間がボトルネックになっているということなので排水路を一つ新設したということで、それによって排水がかなり流速が速くなる、流れるようになるということで、蛇園幹線を使いながら解消できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） それで、そこに大間手川に流すところに行くための海上中学校跡地

からのところをずっと、この間見て歩きました、私。そうしたらば、ちゃんと水が通るところと途中で切れているところといろいろあって、ここに書いてあるような形では駄目なんですよ。一番大きいやつがここにありますよね。この部分ですよね。本当に鉄道の下を通れるのかという問題があります。通っているんですか、今。そういうようなことも、ちゃんと私ら議員が分かるようにご説明いただきたいと思います。時間があまりないものですから、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 蛇園幹線については、昨年にしゅんせつも終了しました。それで、既存の排水路を使っていますので、大間手川までは必ず流れている、つながっているということで、そうしなければ旧中学校の東側の住宅地が全て冠水してしまうような状況になってしまうので、ちゃんと流れているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） それから続いて、私が南のほうに行って、南のほうというのは国道のほう、蛇園の道路に行っていたらば、大変そこところは水が高い。確かに高いところを通らなければ流れないから、向こうのほうでもって大きい排水路を造ったんだと思うんですよ。

それはよく分かるんですけども、じゃ、今道路が貫通する三川線というのがあるでしょう、JRの下を掘った。あそこが一番低い、上と下、東西南北に水がしみていくわけですから、その半分部分をどこに流すんですか。これは結局、大間手川の去年造ったところに流すんですか。

そういう形の全体的なことを、議会とか議員が分かるようにしてくれなければ、本当にこの工事がいいのかなということについては疑問を持ちます。予算のときにもやりますけれども、そういうことでもって今回一般質問させていただきました。いかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 蛇園の排水に関しましては、やはり蛇園の稲荷神社、郷土館、そこが分水嶺というかなってしまっていて、それより北は大間手川に流れます。南は新しく造った排水路のほうに流しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 分かりました。それについては、また私も調査して、これから検討したいと思います。そういう疑念がありましたので、このことは一般質問いたしました。私の一般質問を終わります。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の一般質問を終わります。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 先ほど、こちらのハンドブックのほうを、紙の保険証の送付時と申しましたが、発言の訂正をお願いします。

6年度までは紙の保険証のほうに同封しておりました。現在も、資格確認書ですとか資格情報のお知らせに同封しております。よろしくをお願いします。

（「ちょっと聞かせていただけますか」の声あり）

○議長（宮内 保） はい。

○19番（松木源太郎） 何でそれがホームページで見られないのか。これはすごくいいパンフレットです。だから、見られるけれどもプリントアウトできないようになっているんですよ。それだけちょっと改善してください。よろしくをお願いします。本当にいい内容でした。よろしくをお願いします。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 場 哲 也

○議長（宮内 保） 続いて、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（6番 伊場哲也 登壇）

○6番（伊場哲也） こんにちは。お疲れではありませんね。

最終登壇、議席番号6番、伊場哲也でございます。1期目に引き続き、2期目も一層頑張る所存でございます。よろしくお願い申し上げます。

令和8年第1回定例会におきまして一般質問いたします。質問事項は三つございます。

質問事項1、旭市DX基本方針と推進計画についてお尋ねいたします。

（1）旭市DX基本方針では、DX推進の背景を踏まえた計画の位置づけ、方針の内容、目指す理想像について、3点伺います。

この場では、最初の質問ということで、基本方針、今年の、ちょうど1年前くらいになり

ますけれども発行されております5ページに記載されておりますけれども、計画の位置づけについて確認をさせていただきます。

旭市DX推進計画は、昨今の社会的背景を踏まえて、どのように市政運営に位置づけられているのかお尋ねいたします。

(2) DX推進計画の目的、内容、事業、総合戦略との整合性についてお伺いいたします。

初めの質問として、今回楽しみにしている旭市DX推進計画が間もなく私ども市民に公表されることと思っておりますけれども、その旭市DX推進計画の目的をお伺いいたします。端的にお示しください。

質問事項2でございます。まちづくり出前講座について質問いたします。

本講座の開催状況、開催の成果、課題、次年度以降の方針と計画について、計5点をお伺いいたします。

初めに、この場では、昨年度の講座開催がどのようなものであったか、開催状況についてお尋ねいたします。

質問事項3でございます。後期高齢者医療保険、保険料の改定について質問いたします。

後期高齢者医療制度とは一体どんな制度なのか。本議場にはほとんど直接関係されていない方が大勢いらっしゃると思いますので、直接、後期高齢者医療制度とはどんな制度なのか、課長自らの言葉でご教示いただければありがたいと、このように考えて質問をいたします。

あわせて、令和8年度、9年度の改定内容、そして保険料率改定の主な要因について、計3点をお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は、回数制限なしの一問一答で質問席にて行わせていただきます。60分という時間制限がございますので、関係課長には、大変申し訳ないですけれども、簡潔明瞭で、なおかつコンパクトなご答弁にご努力、ご尽力いただければと、このように思いますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長(宮内 保) 伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(椎名 実) それでは、私のほうからは1の(1)と(2)についてご回答申し上げます。

まず、(1)DX推進計画はどのように位置づけられているのかというご質問です。

これは、第3期旭市総合戦略及び行政改革アクションプランを下支えする分野横断的な取組方針として、国の自治体DX推進計画や県のDX推進計画等を反映し、各種分野を横断的

に支える位置づけとしております。

次に、（２）です。DX推進計画の目的はというご質問です。

深刻な少子化と止まらない高齢化という厳しい社会情勢の中、地方自治体が持続可能な形で住民サービスを提供し続けるため、人口減少時代に合った新しい社会経済モデルの構築を目指し、デジタル技術を活用して人々の生活をよりよいものへと変革させることを目的としております。

以上です。

○議長（宮内 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは、質問項目２番、まちづくり出前講座について、令和６年度の状況を申し上げます。

開催回数は42回で、参加者の人数は合計880人でした。

以上です。

○議長（宮内 保） 保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 保険年金課からは、大きな項目の３、後期高齢者医療保険料の改定についての、まずは医療制度についてと、８年度、９年度の改定内容と、あと改定の主な要因について回答いたします。

後期高齢者……

（発言する人あり）

○保険年金課長（大網久子） １でいいですか。

○議長（宮内 保） 保険年金課長、ちょっと待ってください。

（発言する人あり）

○議長（宮内 保） 制度の概要ということで、お願いします。

○保険年金課長（大網久子） 失礼いたしました。後期高齢者医療制度について回答いたします。

現役世代と高齢者世代の負担を明確化することを目的とし、75歳以上の全ての方と、一定の障害がある方は65歳以上で希望する方を対象とする平成20年度に開始した医療制度であります。千葉県後期高齢者医療広域連合が運営主体となりまして、自治体では各種申請の受付や保険料の徴収などの窓口業務を行っております。

○議長（宮内 保） 一般質問は途中ですが、午後３時５分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時 5分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き伊場哲也議員の一般質問を行います。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 再質問に入る前に、保険年金課長、先ほどは最初の質問、誤解を招くような、あるいは十分理解いただけないような最初の質問で失礼申し上げました。時間まだ52分20秒ありますので、ゆっくりと深掘りさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは議長、先ほどのDX、上から再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

課長の最初の質問、その後の答弁で、DX基本方針についての計画の位置づけ、ご説明いただきました。その答弁の中で、分かるようで分からない文言、分野横断的、取組方針が述べられていたんですけども、具体的に分野横断的な取組方針、具体的にどのようなことかご説明いただけますか、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 分野横断的な取組方針とは具体的にどのようなことか、お答え申し上げます。

デジタル技術は、それぞれの分野を横断した複合的な取組にも有効的な部分もあり、今までのように子育てや福祉などの分野単体で考えるのではなく、各課で取り組むそれぞれの事業に関連性がないかを考えていくことを念頭に掲げております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、ありがとうございます。

分野横断的な、これも説明いただきましたし、令和7年3月、旭市でこれもしっかりホームページに載せられております。基本方針、これにつきましても熟読させていただき、さあ、いよいよ楽しみにしているこの計画がいつ私ども議員、併せて市民にアナウンスされるのか、

これ非常に楽しみにしているところでございます。ですので、今回、方針ですとか計画について一問一答で深掘りさせていただき中で、市民の皆様方にご理解いただけるような、そういうスタイルでの一般質問ということで設定させていただいております。よろしくどうぞお願い申し上げます。

目指す理想像をここではビジョンということで設定されておりますけれども、このDX推進計画が具体的にスタートするわけですけれども、方針の中でビジョンを示されておりますけれども、もう一度課長のほうからビジョンについてご説明いただけますか。お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） DX基本方針の主な内容ということでよろしいですか。

旭市DX推進計画の策定に当たり、本市におけるDX推進の基本的な考え方を定めたもので、目指す理想像、ビジョンや道のり、取り組む内容などの基本的な事項を定めた内容となっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、ですので、その定められた内容の中のビジョン、これを今お尋ねさせていただいた。米本市長もしっかりとうなずいてくださっていますね。間違いのない答弁、課長、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） ビジョンということでお答えいたします。

「みんなに優しいデジタルで みんながつながる あったかいまち旭」でございます。デジタル技術を最大限活用したウェルビーイングとSDGsの実現を目指していくものであります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、もっと分からなくなっていました。申し訳ございません。デジタル技術を最大限活用して、ウェルビーイングとSDGsの実現、ちょっと欲張りではありませんかという感じがしないでもないですけれども、でも大事なことですよね。ぜひ自信を持って推進していただきたいというふうに強く強く思いますのでね。

さあ、それでは課長、何でデジタル改革を、革新を、DXを推進するかということですね。これはもう以前の11月議会でもいわゆる横断的などということを取組をそれぞれ確認させていただいておりますし、前副市長の旭市の課題でもあります、そういう中での一般質問の設定ですよ。ですので、このゴールといいますかね、方針の中でもいいんですよ、目指しているゴール、市民の利便性向上、便利にならなければDX推進した意味がないですからね。あわせて、働き方改革ではないですけども、市職員の皆様方の業務時間の縮減等々ですね。これが便利になるためのあえての推進ですから、これについて方針の中ではゴール、目安的なもの、どのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、ゴールはいつ頃と考えているのかということでお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、DXの本質は単なるデジタル化ではなく、市民サービスと業務の変革にあると認識しております。ゴールがいつ頃かということでご質問ですが、デジタル技術は日進月歩であり、社会情勢も刻々と変化をいたします。そのため、固定的な完了時期を定めるのではなく、毎年度、その時点での最新技術や社会ニーズを踏まえた計画の見直しを行いながら、常に最適な手法を取り入れ、柔軟かつ継続的に進めていくべきものと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） いつ頃、今、課長が言われた、いつ頃到達させる予定ですか。第3期総合戦略はもう既に今年度から始まっておりますね。7年度、8年度、9年度、10年度、11年度、5年間の計画です。DX推進計画、その方針の中での計画ですけども、11年度ぐらいはある程度目安にされているんですか。それともなお先、5年先の10年くらいですか。その辺の見通しをお伺いしたいんですよ、すみません。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 目指すべき到達点の目安としては、総務省の自治体戦略2040構想研究会の報告にあるスマート自治体への転換を念頭に置いております。労働力不足が深刻化する2040年時点においてAI等の技術を活用し、限られた人材でも持続可能なサー

ビスを提供できる体制を構築することが長期的なゴールと見据え、一步一步着実に取り組んでまいり所存であります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 2040総務省の報告書を熟読はしていないんです。斜めぐらいしか見ていないので何とも言えませんけれども、どうなんですかね、これは国の全体の構造問題に関する長期ビジョンなのではないでしょうかね、課長。私が問うているのは、旭市として推進計画のゴール、だってこれ2040年の総務省の構想、これもう9年前でしたか、十年一昔と言いますけれどもね。申し訳ないですけども、課長からは日進月歩、DXの進み具合が、そういうふうにご認識されているにもかかわらず、あえて国の施策、否定はしませんよ。しかしながら、私個人的にこれから進めようとしている旭市のDX推進、とっても大事じゃないですか。市民、利便性が高まるし、皆様方の、若手の職員の皆様方の仕事時間も縮減されて、とてもいいことなんですよ。ですから、ここであえて2040の総務省のこれをゴールというのはいかがなものかな。

さあ、そこで課長、市としてやっぱり第3期総合戦略にフォーカスして、やっぱり令和11年度ぐらいの中期目標、これを出すべきではないですかと私は思うんです。課長、どうか、お伺いします、見解を。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） すみません、先ほどもちょっとお話をしたんですが、特にその時期というものは定めるといような形は取らないで、常にいろいろ最適な手法、常にそういったものを探りながら行うというように、この後の質問にもありますが、計画のほうではそういうような形としております。

ちなみに、2040のお話はしましたけれども、これは実際にはその頃には半分の職員数でやらないといけないと、そういったような状況の中で、どういう体制が適切なのかということで、その辺が目安だというような話をいたしました。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長の説明の趣旨は理解しているつもりですし、ですので否定はしない。2040はちょっと古いのではないかという自分なりの意見といいますか、考えを述べたんであ

ってね、質疑では言えないじゃないですか、一般質問ですから、自分の思いを執行部にお伝えして答弁を求めているものなんですね。

では、課長、変えますよ。これについてはいかようにお考えですか。先ほどの課長の答弁にもあったんですけども、デジタル技術を活用してウェルビーイングを実現していくんだ。この間の予算委員会でも話題になりました、これなんですよ。市長の肝煎りのウェルビーイングの向上ですから、これが第3期総合戦略でしょう。これは私ね、熟読していますから。全てにわたってデジタルを導入して地域課題を解決しましょうと。先ほど課長が言われた分野横断的な取組です、これですよ。全部デジタル、デジタル、デジタルですよ。ですから、あえて11月議会、そして年を越えて、この3月議会でも扱っているんですね。なぜか。いよいよ本格的に4月からスタートするんですね。そして市民にアナウンスするんですね。市が一体どういうことをやろうとしているのか、市民が分からなければ、一生懸命やっている市役所の皆さんの努力が報われないじゃないですか。分かりやすく明らかにする、これが大事だということで、再質問等々させていただいています。

ウェルビーイングの実現、いかようにお考えかお答えください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） デジタル技術を活用したウェルビーイングの実現とはどういうことか、あとはデジタル技術を活用したSDGsの実現とは具体的に……

（「SDGsは後でいいですよ」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名 実） よろしいですか。了解しました。

まず、ウェルビーイングの実現、デジタル活用により市民一人ひとりの暮らしの質や幸福度を高めること。例えば、スマホ申請で市役所へ行く手間を省き、生まれた時間を家族や趣味に充てるゆとりの創出、見守りセンサー等で高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりなどがこれに当たります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ぜひウェルビーイングの向上、そしてDXを活用することによってウェルビーイングの実現、総合戦略の実現、これに向けて頑張っていきましょうね。市民もその利便性を享受できるわけですから、あわせて、市職員の皆様方も仕事を進めていく上で、ありがとうDX、享受できるわけですから、だからこそ推進の意味が出てくると。

SDGsについては、課長、どのような接点といたしますか、SDGsの実現、これ2030年、17の目標、169のターゲットありますよね、目標、ターゲット、これSDGsの観点からご説明願います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） SDGsの実現とは、デジタル技術で誰一人取り残されない持続可能な社会をつくることとあります。例えば、ペーパーレス化による環境負荷の低減や、音声変換アプリ等を活用して障害や言葉の壁を超えた平等なサービス提供を行うことなどが挙げられます。

このように、単なる効率化にとどまらず、市民の皆様のウェルビーイングの幸福とSDGs、これを果たすためにDXを推進してまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、ちょっと答弁にどつぼにはまってしまったというか、苦しいかと思えますよね。これそこを真剣にやっぱり考えていただかないと、一番大事なもう本当にベースのベースのベースですので、しつこいようですけども、お尋ねしているんですね。

（2）の計画に移らせていただきたいと思えますけれども、課長、計画です。大変申し訳ないのですけれども、ちょっと横文字が入りますけれども、これは簡潔明瞭なる質問ですよ。お聞きください。AI-OCRを導入する前に当該業務のBPRは完了しているのか、課長、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） BPRは完了しているのかということですか。業務プロセス全体を抜本的に見直し、再構築をするというようなBPRの推進ということですが、これは今回のこの計画の中に行政DXという分野を設けて業務を進めていくんですが、その際にそういったことを推進していきたいというようなことで考えております。ですから、今、全てできているということではなくて、今、進めているというような状況にあります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） BPRは完了しているのか、していないのか、そこをお尋ねしております。

す。お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 今時点において、完璧に完了しているということではなくて、今、最中というところでございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 分かりました。いつ頃完了しますか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） すみません、今この時点でいつ頃という、明確にいつというお話はちょっとできませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 了承できかねますので、再質問いたします。4月、目の前です。BPRの完了の目安が立っていないということで大丈夫でしょうか。計画はできているんですけども、皆様方の共通理解ですとか、あるいは、さあこれから進めるよというところの気持的なものがいまいち入っていないのかなというふうな答弁を聞いて推測いたしました。行政改革推進課、デジタル推進室アドバイザー、アドバイザーにもっともっと積極的に意見を求めたらいいのではないかと思いますけれども、その点、課長、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） おっしゃるとおり、民間のほうよりこちらにお越しいただいておりますので、その全てノウハウは吸収をしようと思っておりますので、都度、何かあればご指導いただいているような状況です。今後もそういうふうと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） そのためのやはり専門家の招聘ですし、年間予算計上800万円ちょいだったのかな、お支払いされていると思いますけれども、先ほどのウェルビーイングの実現ですとかね、SDGsの実現というのは非常に抽象的で言葉としては格好いいのですよ。それは皆さんご存じだと思いますね。なぜ私、その推進アドバイザーのことを出したのかといいますと、やはりスペシャリスト、専門家ですから、いろいろ情報も持っているわけです、そ

の道に関しては。ですから、せっかくお金をかけているわけですから、そういった人にアドバイスをいただく、これとても大事なことだということですね、だってK P I も設定していません、話変わりますけれども、どうですか。まだ計画を見ていないので何とも言えませんけれども、この総合戦略についてはK P I、諸所に設定されつつありますよね。D X計画はどうなんですか。K P I 設定していないということは、K G I も設定していないと思いますよ。キー・パフォーマンス・インジケーター、キー・ゴール・インジケーター、これは副市長が十分ご存じのはずですから、K P I の設定についてはいかがでしょうか、質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） K P I の設定ですが、本市のD X推進におきましては、現時点ではあえて数値目標は設定しないという方針としております。その理由は、デジタル技術の進展は極めて速く、固定的な数値目標を掲げることで柔軟な技術導入が妨げられたり、システムを何件導入するといった手段そのものが目的化してしまうということを守るためです。数値の達成を追うのではなく、市民の皆様が、手続が楽になった、便利になったと実感できるのかどうか、質や体験価値を重視して取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ですから、課長、K P I を設定していないでどうやって評価をするんですか、ここまで達成できたなど。そこが見えないので、市民は分からないので、公表していただけないと、だから、それが、市が何をやっているか分からないというふうにつながってしまうんですよ。ですから、少なくとも、例えばオンラインによる申請書の普及率といいますか、市で考えているそのオンラインの申請書の普及率50%だったら、50%を目指しているんだらば、やっぱりきちっと数値を設定しと、これが大事だということで、今お話ししているんです。

深掘りして調べていったら、最近の自治体D Xを推進している自治体の大きいK P I ですかK G I の流れについては、これ大きく変わっていますよ。どういうふうに変っているかと、また変な分りにくい横文字が出てきますけれども、O K R、副市長、聞いたことありますか。これはD X、変革の管理手法の一つということです。例えば戸田市ですか、横須賀市とか、他の自治体D Xの推進地域、戸田市もいよいよ令和8年度4月から推進計画推進しますよ。本当に申し訳ないですけども、O K Rなんて訳分からないこと言うなど叱ら

れるかもしれませんが、オブジェクティブズ・アンド・キー・リザルト、つまり目標をしっかりと決めて、その達成具合がどうだったのかという結果を見る結果指標。このOKRの設定がとても大事だと。課長自ら日進月歩、評価の仕方もKPIからOKRにどんどん移行しているんだといったことも押さえてほしいということで、今お伝えしたんです。OKRについて、課長、どうですか、どのように認識されておりますか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） すみません、今、OKRについてということでちょっと今認識というか、ちょっと考えがまとまっておりません。

それで、KPIのお話でしたので、他市やら、伊場議員のお考えでKPIというのはすごく大事だというようなお話だったんですが、うちのほうであえてそれを設定していないという理由については、まずこのDX推進計画自体が総合戦略と行革アクションプラン、これを下支えするような取組であるというような話をさせていただきました。その前段の総合戦略等にはKPIはございます。これは最終的な目的ですので……

（「いやいや、KPIは中期目標。KGIじゃないよ」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名 実） じゃなくて、KPIの設定というのは、総合戦略の中にはありますが、ですから、このDXというのは、そこまでにたどり着く手法、手段としてこういった立てつけにしているということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） DX導入の目的、大きい目的、二つありますね、課長。一つ、市民はいかように利便性を享受できるんですか、具体的に何が楽になるんですか。窓口申請とかあるじゃないですか、そちらの話をお願いしますよ、課長、どうぞ。お願いします。お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 何がどのように便利になるのかということで、一例を申し上げますと、行かない窓口、市役所に来庁いただくなくても申請ができるだけでなく、開庁時間も気にせず申請ができるため、仕事を休むことなく手続が可能になることが事例として挙げられます。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 行かない窓口は分かりました。課長、書かない窓口についてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 書かない窓口です。市民の皆様は窓口で申請書を記載していただいておりますが、マイナンバーカードを読み取り、氏名や住所などを申請書に自動で転記したり、市民の皆様から聞き取りながら職員がパソコンに入力、申請書を完成させる等の取組で、既にマイナンバーカードの更新等の申請において導入をしております。標準化システムへの移行も見据え、システム改修等の手戻りがないよう調整しながら、その他の申請についても導入を検討してまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） これから進めていく、もう計画ができていてこれから進めていくと。そういう上での話です。それが、ゴールがちょっと示されていない。そして行かない窓口、書かない窓口、市民が享受できる利便性というのが、これからいろいろ分野横断的に出てくるんでしょう。そういう中で、どうなんですか、例えば年度年度に市役所の皆さんおっしゃいますよね。PDCA、どんなふうに戻すような計画、PDCAの位置づけ、計画の中に位置づけられるか。これ年度年度でやりますか、それとも何でしょう。お尋ねします。PDCAはどのようにやるのかということについてお尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 計画の終了等は先ほど見込んでいないと言いましたけれども、1年1年PDCAというのは確認していきます。例えばこれで今計画ができてスタートしますと、9月頃の予算前とかには、ある程度の検証等も必要ですし、年に1回2月ぐらいにDXの本部会議というものを予定して、その辺である程度、その1年の状況等をそこで確認していくと、そういうような予定をしております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ありがとうございます。きっちりと、やはりPDCA、いよいよ4月か

らアクションですよ、Aですよ。それに対して市としてどのように取りあえず1年目、1年度、成果があったのか、課題があったのか、そういったものをまとめて反省は反省で踏まえて、翌年度、令和9年度に生かしていく、これがとても大事だと思います。なぜかといったら、それだけお金もかけているわけですし、スマート自治体の実現、ウェルビーイングの実現、SDGs、今、時代の流れで要求されているものを全てそこに凝縮させた形での実践ですから、アクション、スタートですから。ぜひそのPDCAのCのところ、そしてAのところ、しっかりお願いしたいなというふうに思います。

最後にします、課長。いつこの計画、旭市のDX推進計画、もうこんな分厚い冊子になっているんですか。これは私どもに説明会ですとか、講習ですとか、こんなふうに市はやろうとしているんだよというアナウンスは、市民に対してもね、いつされる予定ですか。それを最後にお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 各種計画を下支えする計画として作成をしております。これは、一般市民につきましては、年度内にはホームページや公式LINE等で公表できるように進めてまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 私以外はほかの議員の皆様、忙しいかと思しますので強制はできませんけれども、年度内にホームページにということであれば、大変申し訳ないのですけれども、政策決定室でも、あるいは全員協議会をやる委員会室でも結構ですので、こんなふうなことを進めようとしているんだよ、1年目はこれ、2年目はこれ、3年目はこれ的な、そんなふうな推進計画の説明会、議員にもしていただけませんかね。そうしますと、市がこれからやろうとしていること、やりたいことというのをほかの人に聞かれても説明できるじゃないですかという意味から、これは質問というよりもお願いですけれども、その点、課長、どのようにお考えですか。市長に聞かなければまずいですか。課長でよろしいですか。議員に対して推進計画についての説明会をやっていただきたいと、いかがですか。課長。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） すみません、基本構想とか、そういったようなお話とはま

た違って、私たちの姿勢を示す計画ですので、ご意見をいただいて反映するというのは当然あるんですが、現時点でちょっと場を設けてのご説明という形では、ちょっと考えておりませんでした。すみません。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、理由をお尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） すみません、同じような回答になってしまいますが、本来の総合戦略、そういったものについては議員の皆様からたくさんご意見を伺って、それで進めて説明もしてつくっていく、その下支えをする計画ということで、私たちのどういうスタンスでというような話がメインの計画ですので、このような進め方で進めてまいりました。ご理解をいただきたいと思います。失礼します。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、消極的な理解にさせていただきます。申し訳ありません。

まちづくり出前講座、こちらのほうに移りますけれども、議長、よろしゅうございますか。

○議長（宮内 保） はい。

○6番（伊場哲也） 皆様方ご存じのとおり、旭市には出前講座、これ二つあるのご存じですよ。えっ、おっしゃらないでください。一つはまちづくり出前講座、もう一つは健康づくり出前講座、中央病院がやっていらっしゃる出前講座ね。言葉のとおり出前講座、出前一丁、出前、要は市から自ら勉強している団体に赴いて、市政についてご理解をいただく、そういった講座だというふうに認識しているんですけれども、これ非常にすばらしい、すばらしい講座なんです。ですので、この出前講座というものを特に老若男女問わず、旭市の市政について、こういうことをやっているんだよということをもっともっとPRして利用していただけるように、担当課の市民生活課長にお願いできないものかなと。

1市3町合併して20周年記念、この出前講座はたしか19年目になるんでしょうか、スタートしてね。これ非常にすばらしい講座なので、もっとPRして、皆様方、活用くださいよと。これを私は進めていきたいんです。いや、コロナだからできなかったよではなくてね。コロナで勉強したことあるじゃないですか。先ほども、若手にもっともっと積極的に情報発信してほしいと、他議員から出ていますよ。SNSを活用してと。あるいは市長、ポップな動画、私も見させていただきました。あまりやると、ちょっと軽いな、この市長なというふうに思

われるかもしれませんが、いずれにしても、いかように旭市をPRするかということで、やれることまだまだあると思うんです。出前講座、市民生活課長、先ほど回数と実施人数ありました。登録講座数は、その他特別も入れてリクエストも入れて61講座でしたか。令和7年度ね。実施率については、このくらい実施できたなというパーセンテージが挙げられますか。いかがですか、齋藤課長。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 令和6年度の実施率ということだと……

（「6年度で結構ですよ」の声あり）

○市民生活課長（齋藤邦博） 六十……、すみません、ちょっと……

○議長（宮内 保） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時45分

○議長（宮内 保） 再開します。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 6年度の実施率は……すみません、勘違いしておりました。実施率は、62講座中21講座で約34%です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 最も利用された講座の上位3講座、この辺をご提示できますか、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 開催回数が多い講座としましては、健康・保健・福祉メニューから、「高齢者の介護予防及び認知症予防」が6回、「あさピー☆きらり体操で健康づくり」が5回、そのほか、都市・建設メニューから「空き家のはなし」を3回、教育・学校メニューから「旭市の文化財」3回、同率で両方とも3回です。これを開催しております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 最後の3回ちょっと聞こえなかったです。齋藤課長、もうちょっとマイク近づけてください。お願いします。

逆に、一度も実施されていない講座というのは、ですから単純計算すると40くらいあるんでしょうか、お尋ねします。一度も実施されていない講座。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 最近3年間でお答えさせていただきます。5年度、6年度、7年度、7年度、ここまでの実績です。直近3年間で一度も実施されていない講座は24講座あります。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） さっきから言っています。これすごい講座なんですよ、皆さん、もう一度、再認識し直していただきたいということで質問に入れておるわけですけども、27部局22課4局61講座、全ての課と言っていいほど出前講座を開設しているんですよ。他の自治体と比較しても、もう全く引けを取らない旭市の出前講座なんです。

ですので、繰り返しになりますけれども、やり方をもっと市民の皆さんに、若手も含めて、仕事が忙しくてそんな勉強なんかしている時間ないよというのが実態かもしれませんけれども、いわゆるやりよう、やり方をひと工夫できませんかと。出前講座だってDXと融合できるじゃないですか。先ほど消防長も言っていましたよ。情報管理について今度は消防署のほうでもDXの活用と言っていましたよ。これ活用しない手はないんですよ。

ということで、元締めは市民生活課でいいんでしょう。高齢者福祉課、先ほど介護だの、教育だのも含めて、健康とか、高齢者福祉課が5講座開設しているんですかね。商工観光課は9講座、出前講座開設しているんですか。たしか自分のチェックですけども、間違っていたら指摘ください。

過去ずっと広報あさひを振り返ってみますと、2008年、平成20年4月1日からこれスタートしているんですよ。まちづくり出前講座も課長、毎年これ広報でこういう講座がありますよって市民にアナウンスするのはいつでしたっけ、すみません、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 毎年5月の広報であったと記憶しております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ごめんなさい、課長、辱めを与えるわけではないですよ。これは何年度だ、広報あさひ6月1日、これは出前講座については、これ2007年は4月1日、2025年は7月1日、ちがうちがうこれは後期高齢者か。だから、振り返るとですよ、スタートした時点と、あれから20年弱たつ、その講座の内容、中身が、要は言いたいことは都市建設とか、そういう講座がちょっと縮小されて、健康とか保健とか福祉、いわゆる高齢者向けの番組にややなっていやしないかなというようなことを見て思ったもので、元締役として、この関係課の皆様それぞれが、これお金がほとんどかからないんですよ。しかも1時間半という中身の濃い勉強ができるんですよ。だからこそもうちょっと充実させたらということですよ、私の話はね。決して否定しているものではないですからね。

ですので、それをもっとよくよくするための方法を、元締めである市民生活課長に一肌脱いでいただきたい、頑張っていたきたいということなんです。だってもったいないじゃないですか。年度年度の今年の出前講座の反省はこうだったね、関係課長、ご集合願います。つきましては、本日は今年度実施した出前講座について反省会やります。いかがでしたか的な反省なんていうのは、課長、どのようにやられているんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 今のところ全体を集めて会議というのは行っておりません。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、それ何でやらないんですか。というのは、出前講座今年やってどうだったのよ、商工観光課長、農水産課長よと。よかったよ、よかったよと、実施者、感想どうですかと、市のことが分かってよかったですと、それで終わりでは前に進んでいきません。ですので、言いたいことはこれですよ。PDCAを回すというのはそういうことでしょう。それ何でやらないんですか、課長、お願いします。駄目でしょう、それでは。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 講座に関するPDCAという位置づけでは、各講座を受講された団体の方から受講結果報告書というのを提出いただいております。そこにご意見が書かれておりますので、その講座を実施した担当課がその講座の中で指摘されている事項を知りまして、次回同じ講座があったときには、その点を改良していこう、そういうことだと思っております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、改善の視点から質問させていただきますね。アンケートを取られていますか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 今、実施結果報告書をお出しいただいているんですけども、アンケートというものは取っておりませんで、その結果報告書の中に1項目だけ、「今回の講座について」というところで、「よく理解できた」「多少理解できた」「理解できなかった」という、この3選択肢、この項目だけは丸をつけていただくアンケート形式になっております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、そうであるならば、どういった団体がこの講座を利用してくれたんだろうかと、言葉に語弊があったらごめんなさいよ。若手なのか、あるいは高齢者なのかとか、女性中心だったとか、その辺はどうやって把握するんですか。実施報告書にはそれを記載すべきところないですよ。だからこそアンケートを取ったほうがいいんじゃないかと、なぜ、よりよい出前講座にしていくための提言を含めた質問なんです。どうやって年代別、年層別とか、男女別とか、あるいは事業者別とか、それは分かるんでしょうか。課長、アンケートを取らなくていいですか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） おっしゃるとおり、講座の質を高めるためにアンケートでご意見をいただくことというのは非常に重要なことだと考えます。

それで、実施結果報告書の中に質問項目を加えて、アンケートの機能を持たせることは可能だと考えております。その点で年齢層についてもご回答いただけたらと思っておりますので、受講者が答えやすいような、負担にならないような設問を考えて掲載したいと、改良に努めます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、ここで初めて言いますね。ありがとうございます。改良に努めていただける、それが大事ですし、その言葉を私は待っていたんです。具体的な改良は、課長は私が言ったことを酌んでいただき、少しでもすばらしい出前講座にさせていただけるよう

な、そういうフォームになるというふうに信じておりますので、よろしく申し上げます。

さらに、課長、講座を例えばオンラインで受講できるような、そういう試みもなくはないですよ。例えば消防長にお願いして、胸部圧迫どうのこうのというのは、これはオンラインでは駄目だと思います。やっぱり実際に演習をしないとね。しかしながら、市政の例えば税の仕組みですとか、学校再編についてと、今ユーチューブありますよね、公式ユーチューブ。出前講座の1講座でも2講座でもユーチューブでもって発信できるような、そういう試みをされたらいかがですか。余分な仕事を与えるつもりは毛頭ないですけども、よりよく効果的に活用していただける、そういう視点からの質問です。課長、オンライン講座、あるいはユーチューブでもってアーカイブにしていって、その辺どうですか、課長、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 講座の内容によりましては、動画ファイルに変えまして、動画ファイルとしての視聴に向く講座というのはあるとは思いますが。出前講座の事務とは別に行っているものですが、例えば、「あさピー☆きらり体操」などは動画ファイル化して配信したことが過去にあります。できる講座がありましたら、その担当課に勧めてみたいと思います。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） できる講座から、課長、申し訳ないですけども、つくる講座ね。よりよい講座、あれ、ところで今年度の出前講座のキャッチコピー、ありましたね、課長。これ何でしたか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時 0分

再開 午後 4時 0分

○議長（宮内 保） 再開します。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） もっと知りたい、もっと学びたいをサポートでございましょうか。そのようなコピーだと思っております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 出前講座の趣旨を見直す意味で、20周年を記念してよりよいものをつくり上げていく。旭市の貴重な財産である出前講座、原点に戻るという意味から、旭市が進めている出前講座のキャッチフレーズ、これを確認させていただいたんですね。

すごいと思いませんか。「もっと知りたい！もっと学びたい！を解決サポート」ですから、ですから、市の皆様方の取組いかんによっては、なかなか市民も学習意欲湧いてこないかな、仕事も忙しいし、家族サービスもあるしと、しかしながら、その仕掛け方によっては、利用してみようよと、そこに切り込んでほしいのです。ひとつよりよい、さらにすばらしい出前講座となりますように、関係課長も大変だとは思いますが、私の一般質問で本当に設定したその趣旨、意を酌んでいただき、おい来年からの俺らのほうの出前講座、ちょっとこんなふうにやってみるか、と、課長がポップ体操をやって、動画でって、市長に負けてられないぞ、それだっていいじゃないですか。駄目ですか。だってよりよい出前講座にしようということですから、提言をさせていただき、ちょっと強い言い方で課長には申し訳なかったかなと。行政改革の椎名課長、また市民生活課の齋藤課長、多分家へ帰って、あなた強過ぎるよと、妻にお叱りを受けるかもしれませんが、何言っているんだと。私はそうやって市長と同じように否定をしたいというふうに思いますけれどもね。

さあ、大変お待たせしました。保険年金課長の3番目の質問に入らせていただきます。

課長、後期高齢者医療制度、本当に無知で申し訳なかったですけども、いよいよ私も目の前に来ましたもので、ここ一遍、全然知らない課長もいるというふうに聞きましたもので、これは駄目だろうと設定したまでですね。

時間がまだ5分ぐらいありますので、可能な範囲内で、課長、迷惑と思わないでください。ちょっと明らかにしていきたいと思えます。何せ後期高齢者医療制度って、そのものを75歳になってからって、みんな金払うんだよということをおね、ええって、健康保険がそのシステムに変わるの、それすら分からないわけですから。ですので、一等最初の質問ということで、制度についてお尋ねしました。

後期高齢者医療制度の被保険者数、ざっくり4年度、5年度、6年度あたりの推移、分かればお答えいただけますか、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 各年度の平均被保険者数でお答えいたします。

令和4年度が9,948人、令和5年度が1万334人、令和6年度が1万735人です。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 今後3年間、先を見通しての推移というのは把握されていますか、課長、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 現在、74歳、73歳、72歳の人口を基に独自で出している数字となりますが、令和8年度では増える人数が966人、令和9年度では941人、令和10年度では923人と見込んでおります。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 増えるばかりじゃないですか。大変です、市の負担もかかるということを確認したいんですね。ではどうですか、課長、1人当たりの保険料負担、この辺の直近3年間の推移、お答えいただけますか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 毎年7月に保険料の決定をしておりますが、その時点での被保険者数で割った数字でお答えいたします。

令和5年度が5万3,600円、令和6年度が5万9,600円、令和7年度が6万5,100円となります。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、今お答えくださった形で直近3年間、保険料が推移しているという理解でいいんですよね。医療費はどうですか、課長、1人当たりの医療費の推移なんていうのは、令和4、5、6、直近3年間、お答えいただけますか、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） では、令和4年度から順に申し上げます。

令和4年度は1人当たり72万8,958円、令和5年度が72万5,421円、令和6年度が76万

9,248円となっております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 本市、旭市の医療費水準というのは、県と比較してどうなんですか、課長、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 令和6年度の比較で申し上げますと、千葉県の平均は85万7,385円ですので、旭市と比べますと8万8,137円ほど高くなっております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 予算の審査でもあれなんですから、一般会計繰入金、令和7年度におきましては2億2,750万5,000円、令和8年度は2億3,536万5,000円と、一般会計が繰り入れられておりますね。推移は確実に増加している。これ課長、簡単な理由だと思うんですが、増加する推移、この増加理由を端的にお示しいただけますか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 一般会計繰入金につきましては2種類ございます。まず事務費繰入金、こちらは後期の会計で事務を行うための事務費ということで、一般会計から頂いております。

もう一つが、保険基盤安定繰入金がございます。こちらが少し高額になりますけれども、こちらは所得の低い方や社会保険の被扶養者であった人に対して保険料を軽減しておりますが、その軽減分を一般会計から特別会計へ繰り入れることになっておりまして、その金額が、その低所得者の方が増えているということです。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、時間がありません、ざっくり改定内容は何なんだ、要因は結構ですから、改定内容三つたしかあったと思います。それをお答えください。お願いします。何が変わるの、令和8年度、9年度は。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） まず保険料率が変わります。こちらについては原則2年ごとに千葉県後期高齢者医療広域連合において見直し、改定が図られ、令和8年度は改定の年とな

ります。保険料は均等割額と所得割率で決定されております。

今回の保険料率の改定内容は、医療分均等割額が5万1,000円、所得割率が9.40%、賦課限度額が85万円となり、7年度と比較しますと均等割が7,200円の増、所得割率が0.29ポイントの増、賦課限度額が5万円引き上げられました。

また、8年度から新たに保険料とあわせて徴収されます子ども・子育て支援金分は均等割額が1,310円、所得割率が0.25%、賦課限度額が2万1,000円と決定されました。

もう一つ、国の制度改正により均等割額の軽減対象も今より拡充されます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 時間を過ぎております。課長の答弁が1分近く延びましたので、私の最後の、これは質問ではありません。最後言って終わりにしていただけないか。局長が駄目だ、駄目だと言っていますけれども、最後、質問ではありません、これお伝えして終わりにしたいんです。これ議長、駄目ですか。仕切るのは議長ですよ、議長、お願いします。

○議長（宮内 保） 端的にお願いします。

○6番（伊場哲也） ありがとうございます、議長。

この制度は、国や運営は広域連合、しかしながら、窓口で対応するのは旭市です。困っている高齢者に対しては、本当に親身になって相談をしてあげたい、してあげてくださる旭市役所だということを期待して、伊場の一般質問を終わります。議長、ありがとうございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（宮内 保） なお、次回は19日、定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時13分